

議案第 58 号

日進市使用料及び手数料条例の一部改正について

日進市使用料及び手数料条例の一部を次のとおり改正する。

令和 6 年 9 月 2 日提出

日進市長 近 藤 裕 貴

1 提案理由

この案を提出するのは、公共料金の基本的な考え方に基づく定期的な見直しを行うことにより使用料及び手数料の適正化を図るため、日進市使用料及び手数料条例の一部を改正する必要があるからであります。

2 主な改正点

- (1) 別表第 1 の体育施設及び学校体育施設の使用料について、金額を改める。
- (2) 別表第 3 の土地及び建物の使用料の一部について、金額を改める。
- (3) その他必要な規定の整理を行う。

日進市使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日
条 例 第 号

日進市使用料及び手数料条例(平成12年日進市条例第2号)の一部を次のように改正する。

改正後				改正前			
別表第1(第3条関係)				別表第1(第3条関係)			
種類	区分	単位金額		徴収の時期	種類	区分	単位金額 徴収の時期
体育施設	日進市民テニスコート	一面につき	2時間 <u>760円</u>	略	体育施設	日進市民テニスコート	一面につき 2時間 <u>510円</u>
	日進市東山グラウンド	一面につき	2時間 <u>680円</u>			日進市東山グラウンド	一面につき 2時間 <u>550円</u>
	日進市米野木北山グラウンド	一面につき	2時間 <u>910円</u>			日進市米野木北山グラウンド	一面につき 2時間 <u>730円</u>
学校体育施設	中学校体育館	2時間	<u>1,660円</u>		学校体育施設	中学校体育館	照明設備使用 2時間 <u>1,030円</u> 施設使用 2時間 <u>300円</u>
	中学校柔剣道場	2時間	<u>750円</u>			中学校柔剣道場	照明設備使用 2時間 <u>300円</u> 施設使用 2時間 <u>300円</u>
	中学校テニスコート	一面につき	2時間 <u>370円</u>		小学校体育館	中学校テニスコート	一面につき 2時間 <u>300円</u>
	小学校体育館	2時間	<u>820円</u>			小学校体育館	照明設備使用 2時間 <u>360円</u> 施設使用 2時間 <u>300円</u>
	小中学校運動場	照明設備使用 1時間	全灯 <u>2,220円</u>		小中学校運動場	照明設備使用 1時間	全灯 <u>2,200円</u>

			半灯 1, 110円	
		施設使用 2時間 370円		

			半 灯 1,1 00 円	
		施設使用 2時間 300円		

備考

1・2 略

3 中学校体育館、中学校柔剣道場及び
小学校体育館の使用には、照明設備の
使用料を含む。

別表第2(第3条関係)

種類	単位	金額	徴収 の時 期	備考
略				
略			交付	略
課税(補充)台帳の閲 覧手数料	1件に つき	300円	のと き	1筆 又は 1棟 につ き1 件と す る。
略				略
地方税法第387条第3 項に規定する土地名 寄帳及び家屋名寄帳 による土地、家屋又 は償却資産に関する	1件に つき	300円		名寄 帳の 用紙 1枚 を1

備考

1・2 略

別表第2(第3条関係)

種類	単位	金額	徴収 の時 期	備考
略				
略			交付	略
課税(補充)台帳の閲 覧手数料	1件に つき	300円	のと き	1筆 又は 1棟 につ き1 件と す る。
地方税法(昭和25年法 律第226号)第382条の 2の規定に基づく固定 資産課税台帳の閲覧 手数料	1件に つき	200円		閲覧 の用 紙1 枚を 1件 とす る。
略				略
地方税法第387条第3 項に規定する土地名 寄帳及び家屋名寄帳 による土地、家屋又 は償却資産に関する	1件に つき	300円		名寄 帳の 用紙 1枚 を1

事項についての閲覧 手数料又は写しの交 付手数料				件と す る。
公図の写し、地番 図、地番家屋図及び 航空写真の交付手 料		1件に つき	300円	第1 欄の 用紙 1枚 を1 件と す る。
略				

別表第3(第3条関係)

行政 財産 の種 類	使用の区分		単位	金額	徴収 の時 期
土地	建物の 敷地と して使 用する 場合	略			略
		食堂、売 店等の店 舗として 使用する 場合	1㎡1月 につき	150円	
	略				
建物	食堂、売店等の店 舗として使用する 場合		1㎡1月 につき	1,430 円	
	自動販売機を設置 使用する場合		1㎡1月 につき	710円	
略					

事項についての閲覧 手数料				件と す る。
略				

別表第3(第3条関係)

行政 財産 の種 類	使用の区分		単位	金額	徴収 の時 期
土地	建物の 敷地と して使 用する 場合	略			略
		食堂、売 店等の店 舗として 使用する 場合	1㎡1月 につき	136円	
	略				
建物	食堂、売店等の店 舗として使用する 場合		1㎡1月 につき	1,410 円	
	自動販売機を設置 使用する場合		1㎡1月 につき	700円	
略					

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に徴収する使用料及び手数料について適用し、同日前に徴収する使用料及び手数料については、なお従前の例による。

議案第 59 号

日進市にぎわい交流館条例の一部改正について

日進市にぎわい交流館条例の一部を次のとおり改正する。

令和 6 年 9 月 2 日提出

日進市長 近 藤 裕 貴

1 提案理由

この案を提出するのは、公共料金の基本的な考え方に基づく定期的な見直しを行うことにより使用料及び手数料の適正化を図るため、日進市にぎわい交流館条例の一部を改正する必要があるからであります。

2 主な改正点

団体専用事務室の 1 区画当たりの月額使用料を 2, 500 円から 3, 120 円に改める。

日進市にぎわい交流館条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日
条 例 第 号

日進市にぎわい交流館条例(平成17年日進市条例第21号)の一部を次のように改正する。

改正後		改正前	
別表(第10条、第22条関係)		別表(第10条、第22条関係)	
施設の名称	金額	施設の名称	金額
団体専用事務室	1区画当たり月額 <u>3,120円</u>	団体専用事務室	1区画当たり月額 <u>2,500円</u>
略		略	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に徴収する使用料について適用し、同日前に徴収する使用料については、なお従前の例による。

議案第 6 0 号

日進市行政手続における個人番号の利用に関する条例の一部改正について

日進市行政手続における個人番号の利用に関する条例の一部を次のとおり改正する。

令和 6 年 9 月 2 日提出

日進市長 近 藤 裕 貴

1 提案理由

この案を提出するのは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）及び生活保護法の一部改正に伴い、日進市行政手続における個人番号の利用に関する条例の一部を改正する必要があるからであります。

2 主な改正点

- （１）番号法の改正により同法別表第 2 が削除され、及びその代替として新たに主務省令が制定されたことに伴い、外国人に対する生活保護法による保護に準じた保護に関する事務に係る特定個人情報について規定の整理を行う。
- （２）「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改める。

日進市行政手続における個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日
条 例 第 号

日進市行政手続における個人番号の利用に関する条例(平成27年日進市条例第20号)の一部を次のように改正する。

改正後		改正前			
別表第1(第4条関係)		別表第1(第4条関係)			
機関	事務	機関	事務		
略		略			
11 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護法(昭和25年法律第144号)に準じて行う保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは <u>進学・就職準備給付金</u> の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	11 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護法(昭和25年法律第144号)に準じて行う保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは <u>進学準備給付金</u> の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの		
略		略			
別表第2(第4条関係)		別表第2(第4条関係)			
機関	事務	特定個人情報	機関	事務	特定個人情報
1 市長	地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは <u>進学・就職準備給付金</u> の支給に関する情報(以下「生活保護関係情報」という。)又は生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準じて行う保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは <u>進学・就職準備給付金</u> の支給に関する情報(以下「外国人保護関係情報」と	1 市長	地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは <u>就学準備給付金</u> の支給に関する情報(以下「生活保護関係情報」という。)又は生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準じて行う保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは <u>就学準備給付金</u> の支給に関する情報(以下「外国人保護関係情報」という。)であって

		いう。)であって規則で定めるもの			規則で定めるもの
略			略		
9 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準じて行う保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条の表161の項及び162の項の第4欄に掲げる利用特定個人情報であって規則で定めるもの	9 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準じて行う保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	法別表第2の26の項の第4欄に掲げる特定個人情報であって規則で定めるもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 6 1 号

日進市中央福祉センター条例の一部改正について

日進市中央福祉センター条例の一部を次のとおり改正する。

令和 6 年 9 月 2 日提出

日進市長 近 藤 裕 貴

1 提案理由

この案を提出するのは、日進市中央福祉センターにおける老人デイサービス事業及び身体障害者デイサービス事業を廃止すること並びに日進市福祉情報センターを廃止し、及びその機能を日進市中央福祉センターに集約することに伴い、日進市中央福祉センター条例の一部を改正する必要があるからであります。

2 主な改正点

- (1) 日進市中央福祉センターにおいて行う事業に、日進市福祉情報センターにおいて実施している事業を加える。
- (2) 日進市福祉情報センターを中央福祉センターの別館会議室として位置付ける。
- (3) 日進市中央福祉センターにおいて行う事業から老人デイサービス事業及び身体障害者デイサービス事業を削る。
- (4) その他必要な規定の整理を行う。

日進市中央福祉センター条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日
条 例 第 号

第1条 日進市中央福祉センター条例(平成7年日進市条例第22号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(設置) 第2条 地域福祉の推進拠点として、市民の<u>福祉への関心を高めるとともに、市民の地域福祉活動及び福祉に関係する者の連携</u>を支援し、福祉の総合的な推進を図るため、中央福祉センターを設置する。 (事業) 第4条 中央福祉センターにおいて行う事業は、次のとおりとする。 (1)～(3) 略 (4) <u>福祉に関する情報の収集及び提供に関する事業</u> (5) <u>福祉に関係する者の連携に関する事業</u> (6) 略 (休館日) 第5条 中央福祉センターの休館日は、次のとおりとする。 (1) 略 (2) 1月1日から<u>同月3日まで及び12月29日から同月31日まで</u> 2・3 略 (利用者) 第7条 略 (利用の許可) 第8条 中央福祉センターの会議室等施設(<u>大会議室(北)、大会議室(南)、中会議室、小会議室、研修室、和室会議室及び別館会議室をいう。)</u>を利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。また、利用の許可を受けた者が許可された事項を変	(設置) 第2条 地域福祉の推進拠点として、市民の<u>地域福祉活動</u>を支援し、福祉の総合的な推進を図るため、中央福祉センターを設置する。 (事業) 第4条 中央福祉センターにおいて行う事業は、次のとおりとする。 (1)～(3) 略 (4) 略 (休館日) 第5条 中央福祉センターの休館日は、次のとおりとする。 (1) 略 (2) 1月1日から<u>同月4日まで及び12月28日から同月31日まで</u> 2・3 略 (利用者<u>の資格</u>) 第7条 略 (利用の許可) 第8条 中央福祉センターの会議室等施設(<u>多機能室、視聴覚室兼研修室、和室会議室、小会議室及び集会室をいう。以下同じ。)</u>を利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。また、利用の許可を受けた者が許可された事項を変更しようとす

更しようとするときも同様とする。 2 略	るときも同様とする。 2 略
-------------------------	-------------------

第2条 日進市中央福祉センター条例の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(事業) 第4条 中央福祉センターにおいて行う事業は、次のとおりとする。 (1) 略 (2) 略 (3) 略 (4) 略 (休館日) 第5条 中央福祉センターの休館日は、次のとおりとする。 (1) <u>日曜日及び土曜日</u> (2) <u>国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日</u> (3) <u>1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで</u> 2 略	(事業) 第4条 中央福祉センターにおいて行う事業は、次のとおりとする。 (1) 略 (2) <u>老人デイサービス事業(介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第7項に規定する通所介護、同法第8条第17項に規定する地域密着型通所介護及び同法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業に関する事業をいう。)</u> (3) <u>身体障害者デイサービス事業(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。))第5条第7項に規定する生活介護及び同法第30条第1項第2号に規定する基準該当障害福祉サービスに関する事業をいう。)</u> (4) 略 (5) 略 (6) 略 (休館日) 第5条 中央福祉センターの休館日は、次のとおりとする。 (1) 日曜日 (2) <u>1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで</u> 2 略 3 <u>第14条第1項の規定により中央福祉センターの管理を指定管理者に行わせる場合は、前2項の規定にかかわらず、指定管理者は、</u>

(開館時間)

第6条 略

2 略

(会議室等施設の利用)

第7条 次条第1項に規定する会議室等施設を利用できる者は、次の各号のいずれかに掲げる者とする。

(1) 略

(2) その他市長が適当と認める機関及び団体

(行為の禁止)

第9条 略

(利用者の義務)

第10条 略

(利用の許可の取消し等)

第11条 略

(損害賠償)

管理上必要があると認めるときは、市長の承認を得て休館日を変更し、又は休館日を設けることができる。

(開館時間)

第6条 略

2 略

3 第14条第1項の規定により中央福祉センターの管理を指定管理者に行わせる場合は、前2項の規定にかかわらず、指定管理者は、管理上必要があると認めるときは、市長の承認を得て開館時間を変更することができる。

(利用者)

第7条 中央福祉センターを利用できる者は、次の各号のいずれかに掲げる者とする。

(1) 第4条第2号の規定による事業のサービス費若しくは事業支給費の支給に係る者又は同条第3号の規定による事業の支給決定を受けた者

(2) 略

(3) その他市長が適当と認める者

(使用料)

第9条 第4条第2号又は第3号に掲げる事業の利用者(以下「デイサービス利用者」という。)は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

2 市長は、特に必要と認める場合は、別表に定める額の使用料を減額し、又は免除することができる。

(行為の禁止)

第10条 略

(利用者の義務)

第11条 略

(利用の許可の取消し等)

第12条 略

(損害賠償)

第12条 略

(指定管理者による管理)

第13条 略

(管理を行わせる業務の範囲)

第14条 略

(読替規定)

第15条 第13条第1項の規定により中央福祉センターの管理を指定管理者に行わせる場合においては、第5条及び第6条の規定中「市長」とあるのは「市長の承認を得て指定管理者」と、第7条から第11条までの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(委任)

第16条 略

第13条 略

(指定管理者による管理)

第14条 略

(管理を行わせる業務の範囲)

第15条 略

(利用料金)

第16条 第14条第1項の規定により中央福祉センターの管理を指定管理者に行わせる場合における利用料金の額は、第9条第1項の規定に定める金額を超えない範囲において、指定管理者が市長の承認を得て定める。ただし、市長が公益上の必要があると認める場合は、第9条第1項に規定する使用料の額を利用料金の額とする。

2 前項の場合において、デイサービス利用者は、第9条第1項の規定にかかわらず、前項において指定管理者が定める利用料金を納付しなければならない。

3 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て定めた基準により、利用料金を減額し、又は免除することができる。

4 第1項の利用料金は、指定管理者の収入とする。

(読替規定)

第17条 第14条第1項の規定により中央福祉センターの管理を指定管理者に行わせる場合においては、第7条、第8条及び第10条から第12条までの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(委任)

第18条 略

別表(第9条関係)

<u>使用区分</u>	<u>使用料の額</u>
<u>老人デイサービス事業</u>	<u>介護保険法その他関係法令及び国が定める基準により算定した費用の額</u>

	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="799 143 1118 241">身体障害者デイサービス事業</td><td data-bbox="1118 143 1426 241">障害者総合支援法及び国が定める基準に</td></tr> <tr> <td data-bbox="799 241 1118 349"></td><td data-bbox="1118 241 1426 349">より算定した費用の額</td></tr> </table>	身体障害者デイサービス事業	障害者総合支援法及び国が定める基準に		より算定した費用の額
身体障害者デイサービス事業	障害者総合支援法及び国が定める基準に				
	より算定した費用の額				

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(日進市福祉情報センター条例の廃止)

- 2 日進市福祉情報センター条例(平成17年日進市条例第33号)は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の際、廃止前の日進市福祉情報センター条例第9条第1項の許可を受けた者は、改正後の日進市中央福祉センター条例第8条第1項の許可を受けた者とみなす。

議案第 6 2 号

日進市国民健康保険条例の一部改正について

日進市国民健康保険条例の一部を次のとおり改正する。

令和 6 年 9 月 2 日提出

日進市長 近 藤 裕 貴

1 提案理由

この案を提出するのは、国民健康保険法の一部改正により、被保険者証が廃止されることに伴い、日進市国民健康保険条例の一部を改正する必要があるからであります。

2 主な改正点

被保険者証に係る規定を削る。

日進市国民健康保険条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日
条 例 第 号

日進市国民健康保険条例(昭和42年日進町条例第14号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
第14条 日進市は、世帯主が法第9条第1項若しくは <u>第5項</u> の規定による届出をせず、 <u>又は虚偽の届出をした場合</u> においては、その者に対し10万円以下の過料を科する。	第14条 日進市は、世帯主が法第9条第1項若しくは <u>第9項</u> の規定による届出をせず、 <u>若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合</u> においては、その者に対し10万円以下の過料を科する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年12月2日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令(令和6年政令第260号)第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

議案第 6 3 号

日進市障害者福祉センター条例の一部改正について

日進市障害者福祉センター条例の一部を次のとおり改正する。

令和 6 年 9 月 2 日提出

日進市長 近 藤 裕 貴

1 提案理由

この案を提出するのは、公共料金の基本的な考え方に基づく定期的な見直しを行うことにより使用料及び手数料の適正化を図るため、日進市障害者福祉センター条例の一部を改正する必要があるからであります。

2 主な改正点

大会議室の利用に係る午前及び午後の使用料を 2, 6 1 0 円から 3, 9 1 0 円に改める。

日進市障害者福祉センター条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日
条 例 第 号

日進市障害者福祉センター条例(平成23年日進市条例第13号)の一部を次のように改正する。

改正後			改正前		
別表(第9条関係)			別表(第9条関係)		
施設及びその 附属設備	使用料		施設及びその 附属設備	使用料	
	午前(午前9時 から午後1時ま で)	午後(午後1時 から午後5時ま で)		午前(9時から1 3時まで)	午後(13時から 17時まで)
大会議室	3,910円	3,910円	大会議室	2,610円	2,610円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に徴収する使用料について適用し、同日前に徴収する使用料については、なお従前の例による。

議案第 6 4 号

日進市空家等対策協議会設置条例及び日進市空家の適切な管理に関する条例の一部改正について

日進市空家等対策協議会設置条例及び日進市空家の適切な管理に関する条例の一部を次のとおり改正する。

令和 6 年 9 月 2 日提出

日進市長 近 藤 裕 貴

1 提案理由

この案を提出するのは、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正に伴い、日進市空家等対策協議会設置条例及び日進市空家の適切な管理に関する条例の一部を改正する必要があるからであります。

2 主な改正点

- (1) 法改正により新たに定義された管理不全空家等（適切な管理が行われていないことによりそのまま放置すれば特定空家等に該当することとなるおそれのある空家等をいう。）の認定について、特定空家等認定委員会で審議することとする。
- (2) その他必要な規定の整理を行う。

日進市空家等対策協議会設置条例及び日進市空家の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日
条 例 第 号

(日進市空家等対策協議会設置条例の一部改正)

第1条 日進市空家等対策協議会設置条例(平成28年日進市条例第7号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(設置) 第1条 空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号) <u>第8条第1項</u> の規定に基づき、日進市空家等対策協議会(以下「協議会」という。)を設置する。	(設置) 第1条 空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号) <u>第7条第1項</u> の規定に基づき、日進市空家等対策協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(日進市空家の適切な管理に関する条例の一部改正)

第2条 日進市空家の適切な管理に関する条例(平成30年日進市条例第1号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)・(2) 略 (3) <u>管理不全空家等 法第13条第1項に規定する管理不全空家等をいう。</u> (4) 略 (5) 略 (6) 略 (空家等又は類似空家等に関する情報の利用等) 第6条 略 2 <u>市長は、固定資産税の課税その他の事務のために利用する目的で保有する情報であつて氏名その他の類似空家等の所有者等に関</u>	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)・(2) 略 (3) 略 (4) 略 (5) 略 (空家等又は類似空家等に関する情報の利用等) 第6条 略 2 <u>類似空家等に関する情報の利用等については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第69条に定めるところによ</u>

するものについては、この条例の施行のために必要な限度において、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

- 3 市長は、この条例の施行のために必要があるときは、関係する地方公共団体の長、類似空家等に工作物を設置している者その他の者に対して、類似空家等の所有者等の把握に関し必要な情報の提供を求めることができる。

(管理不全空家等、特定空家等又は特定類似空家等の認定)

- 第9条 市長は、空家等が管理不全状態になるおそれのある状態若しくは管理不全状態であると認められるとき又は類似空家等が管理不全状態であると認められるときは、それぞれ管理不全空家等、特定空家等又は特定類似空家等と認定することができる。

- 2 市長は、前項の認定を行おうとする場合にあっては、あらかじめ第13条に規定する日進市特定空家等認定委員会に意見を聞かなければならない。

(不在者財産管理人等の選任の申立て)

- 第10条 市長は、法又はこの条例の施行のために必要と認めるときは、不在者財産管理人(民法(明治29年法律第89号)第25条第1項の財産の管理人をいう。)又は相続財産清算人(民法第952条第1項の相続財産の清算人をいう。)の選任を家庭裁判所に申し立てるものとする。

- 2 市長は、法又はこの条例の施行のために必要と認めるときは、所有者不明建物管理人(民法第264条の8第4項の所有者不明建物管理人をいう。)、管理不全土地管理人(民法第264条の9第3項の管理不全土地管理人をいう。)又は管理不全建物管理人(民法第264条の14第3項の管理不全建物管理人をい

る。

(特定空家等又は特定類似空家等の認定)

- 第9条 市長は、空家等が管理不全状態であると認められるときは、当該空家等を特定空家等と認定することができる。

- 2 市長は、類似空家等が管理不全状態であると認められるときは、当該類似空家等を特定類似空家等と認定することができる。

- 3 市長は、第1項又は前項の認定を行おうとする場合にあっては、あらかじめ第13条に規定する日進市特定空家等認定委員会に意見を聞かなければならない。

(財産管理人の選任の申立て)

- 第10条 市長は、法又はこの条例の施行のために必要と認めるときは、相続財産管理人又は不在者財産管理人の選任を家庭裁判所に申し立てるものとする。

う。)の選任を地方裁判所に申し立てるものとする。 (管理不全空家等、特定空家等又は特定類似空家等に対する措置) 第11条 <u>管理不全空家等に対する措置については法第13条に、特定空家等に対する措置については法第22条に定めるところによる。</u> 2～10 略 11 市長は第4項の規定による命令をした場合においては、<u>法第22条第13項の例によりその旨を公示しなければならない。</u> 12 市長は、<u>法第22条第2項又は第9項に規定する措置をしようとする場合にあっては、あらかじめ第13条に規定する日進市特定空家等認定委員会に意見を聞かなければならない。</u> 13 略 (特定空家等認定委員会) 第13条 <u>管理不全空家等、特定空家等又は特定類似空家等の認定その他必要な事項を審議するため、日進市特定空家等認定委員会(以下「委員会」という。)を置く。</u> 2 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。 (1) <u>管理不全空家等、特定空家等又は特定類似空家等の認定に関する事項を審議すること。</u> (2) <u>管理不全空家等、特定空家等又は特定類似空家等に対する措置の勧告に関する事項を審議すること。</u> (3)・(4) 略 3～7 略	(特定空家等又は特定類似空家等に対する措置) 第11条 <u>特定空家等に対する措置については、法第14条に定めるところによる。</u> 2～10 略 11 市長は第4項の規定による命令をした場合においては、<u>法第14条第11項の例によりその旨を公示しなければならない。</u> 12 市長は、<u>法第14条第2項又は第9項に規定する措置をしようとする場合にあっては、あらかじめ第13条に規定する日進市特定空家等認定委員会に意見を聞かなければならない。</u> 13 略 (特定空家等認定委員会) 第13条 <u>特定空家等又は特定類似空家等の認定その他必要な事項を審議するため、日進市特定空家等認定委員会(以下「委員会」という。)を置く。</u> 2 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。 (1) <u>特定空家等又は特定類似空家等の認定に関する事項を審議すること。</u> (2) <u>特定空家等又は特定類似空家等に対する措置の勧告に関する事項を審議すること。</u> (3)・(4) 略 3～7 略
---	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 6 5 号

日進市都市公園条例の一部改正について

日進市都市公園条例の一部を次のとおり改正する。

令和 6 年 9 月 2 日提出

日進市長 近 藤 裕 貴

1 提案理由

この案を提出するのは、公共料金の基本的な考え方に基づく定期的な見直しを行うことにより使用料及び手数料の適正化を図るため、日進市都市公園条例の一部を改正する必要があるからであります。

2 主な改正点

別表第 4 の日進市総合運動公園、上納池スポーツ公園、西山公園及び野方三ツ池公園の使用料について、金額を改める。

日進市都市公園条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日
条 例 第 号

日進市都市公園条例(昭和60年日進町条例第15号)の一部を次のように改正する。

改正後					改正前				
別表第4(第15条関係)					別表第4(第15条関係)				
日進市総合運動公園					日進市総合運動公園				
施設名	区分		金額	備考	施設名	区分		金額	備考
テニスコート	砂入り人	1面	<u>1,150円</u>		テニスコート	砂入り人	1面	<u>770円</u>	
	工芝コート	2時間				工芝コート	2時間		
	砂入り人	につき	<u>760円</u>			砂入り人	につき	<u>510円</u>	
	工芝コート以外					工芝コート以外			
	夜間照明料として 1面1時間につき		<u>790円</u>			夜間照明料として 1面1時間につき		<u>530円</u>	
プール	大人1人1回につき		<u>460円</u>	略	プール	大人1人1回につき		<u>310円</u>	略
	略		略						
	回数	大人11枚つづり	<u>4,600円</u>	略	回数	大人11枚つづり	<u>3,100円</u>	略	
	券	略			券	略			
野球場	2時間につき		<u>3,690円</u>		野球場	2時間につき		<u>3,130円</u>	
	夜間照明料として 1時間につき		<u>7,980円</u>			夜間照明料として 1時間につき		<u>5,320円</u>	
	夜間照明料として 30分につき		<u>3,990円</u>			夜間照明料として 30分につき		<u>2,660円</u>	
スポーツ広場	4時間につき		<u>5,740円</u>	略	スポーツ広場	4時間につき		<u>4,600円</u>	略
弓道場専用	午前(午前9時～午後1時)		<u>4,490円</u>		弓道場専用	午前(午前9時～午後1時)		<u>3,130円</u>	
	午後(午後1時～午後5時)					午後(午後1時～午後5時)			

	夜間(午後5時～午後9時)		
個人	午前(午前9時～午後1時)	430円	
	午後(午後1時～午後5時)		
	夜間(午後5時～午後9時)		
回数券	11枚つづり	4,300円	

略

上納池スポーツ公園

施設名	区分	金額	備考
上納池体育館	全面専用	アマチュアスポーツ又はレクリエーション2時間につき	個人使用 大人 <u>370円</u> 小人150円
		その他2時間につき	<u>26,100円</u>
	一部専用	バドミントン(コート1面2時間につき)	<u>2,210円</u>
		卓球(コート1面2時間につき)	<u>1,030円</u>
上納池テニスコート	砂入り芝コート	1面2時間につき	<u>1,150円</u>
	工芝コート	夜間照明料として 1面1時間につき	<u>790円</u>

略

西山公園

施設名	区分	金額	備考
-----	----	----	----

	夜間(午後5時～午後9時)		
個人	午前(午前9時～午後1時)	300円	
	午後(午後1時～午後5時)		
	夜間(午後5時～午後9時)		
回数券	11枚つづり	3,000円	

略

上納池スポーツ公園

施設名	区分	金額	備考
上納池体育館	全面専用	アマチュアスポーツ又はレクリエーション2時間につき	個人使用 大人 <u>300円</u> 小人150円
		その他2時間につき	<u>23,030円</u>
	一部専用	バドミントン(コート1面2時間につき)	<u>1,770円</u>
		卓球(コート1面2時間につき)	<u>830円</u>
上納池テニスコート	砂入り芝コート	1面2時間につき	<u>770円</u>
	工芝コート	夜間照明料として 1面1時間につき	<u>530円</u>

略

西山公園

施設名	区分	金額	備考
-----	----	----	----

西山テニスコート	砂入り芝コート	1面2時間につき	1,150円		西山テニスコート	砂入り芝コート	1面2時間につき	770円	
野方三ツ池公園					野方三ツ池公園				
施設名	区分	金額	備考		施設名	区分	金額	備考	
交流館	午前(午前9時～正午)	2,140円	略		交流館	午前(午前9時～正午)	1,430円	略	
	午後(午後1時～午後5時)	2,860円				午後(午後1時～午後5時)	1,910円		

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 改正後の別表第4の規定は、この条例の施行の日以後に徴収する使用料について適用し、同日前に徴収する使用料については、なお従前の例による。

議案第 66 号

日進市下水道条例の一部改正について

日進市下水道条例の一部を次のとおり改正する。

令和 6 年 9 月 2 日提出

日進市長 近 藤 裕 貴

1 提案理由

この案を提出するのは、下水道事業の経営基盤の強化を図り、安定的かつ持続的な下水道サービスを提供していくため、使用料（下水道使用料及び農業集落排水処理施設使用料）の額を改めること、デジタル社会の実現に向け、アナログ規制の一つである常駐・専任規制に該当する排水設備工事指定工事店の指定基準を見直すこと及び下水道法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、日進市下水道条例の一部を改正する必要があるからであります。

2 主な改正点

- （１）排水設備工事指定工事店の指定基準について、排水設備工事責任技術者の専属要件を緩和し、愛知県内営業所での兼任を妨げない要件に改める。
- （２）簡便な大腸菌の培養技術が確立されたことにより、大腸菌群数に係る基準を大腸菌数に係る基準に改める。
- （３）使用料の算定に係る基本使用料並びに排除汚水量区分及び従量使用料単価を改める。
- （４）短期使用の場合における基本使用料について、1 使用月分の半額とする特例を設ける。
- （５）その他必要な規定の整理を行う。

日進市下水道条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日
条 例 第 号

日進市下水道条例(昭和63年日進町条例第4号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(排水設備の接続方法及び内径等) 第3条 排水設備の新設、増設又は改築(以下「新設等」という。)を行おうとするときは、次の各号に定めるところによらなければならない。 (1)～(4) 略 (排水設備等の工事の実施) 第7条 排水設備等の新設等の工事(規則で定める軽微な工事を除く。<u>以下同じ。</u>)は、排水設備等の工事に関し、技能を有する者として市長が指定したもの(以下「排水設備工事指定工事店」という。)が行うものとする。 (指定の申請) 第7条の2 前条の規定による指定は、排水設備等の新設等の工事の事業を行う者の申請により行う。 2 前項の規定による指定の申請をしようとする者は、6,000円の手数料を市長に納めなければならない。 (排水設備工事指定工事店の指定基準等) 第7条の3 市長は、第7条の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同条の指定を行う。 (1) 愛知県内に営業所があること。 (2) 愛知県下水道協会に排水設備工事責任技術者として登録された者を選任していること。ただし、当該登録された者が同一事業者の愛知県内における他の営業	(排水設備の接続方法及び内径等) 第3条 排水設備の新設・増設又は改築(以下「新設等」という。)を行おうとするときは、次の各号に定めるところによらなければならない。 (1)～(4) 略 (排水設備等の工事の実施) 第7条 排水設備等の新設等の工事(規則で定める軽微な工事を除く。)は、排水設備等の工事に関し、技能を有する者で、<u>愛知県下水道協会に登録された者が専属する業者で</u>市長が指定したもの(以下「排水設備工事指定工事店」という。)が行うものとする。 2 <u>次条で定めるもののほか、排水設備工事指定工事店に関する事項は、規則で定める。</u> 第7条の2 前条第1項に規定する指定を受けようとする者は、当該指定の申請に係る手数料として6,000円を申請時に納付しなければならない。

所について兼任することを妨げない。

(3) 前2号のほか、市長が必要と認めること。

2 前2条及び前項に定めるもののほか、排水設備工事指定工事店に関する事項は、規則で定める。

(法第12条の11の規定による除害施設の設置等)

第12条 次に定める基準に適合しない下水(水洗便所から排除される汚水及び法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。)を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設を設けてこれをしてしなければならない。

(1) 下水道法施行令(昭和34年政令第147号)第9条の4第1項各号に掲げる物質それぞれ当該各号に定める数値。ただし、同条第4項に規定する場合においては、同項に規定する基準に係る数値とする。

(2)～(6) 略

(7) 前各号に掲げる物質又は項目以外の物質又は項目で条例により公共下水道からの放流水に関する排水基準が定められたもの(第4号に掲げる項目に類似する項目及び大腸菌数を除く。)当該排水基準に係る数値

2 略

(使用料の算定)

第16条 使用料の額は、毎使用月において、使用者が排除した汚水の量に応じ、次に定めるところにより算定した額に消費税等相当額(消費税法(昭和63年法律第108号)に基づき消費税が課される金額に同法に基づき税率を乗じて得た金額及び地方税法(昭和25年法律第226号)に基づき地方消費税が課される金額に同法に基づき税率を乗じて得た金額をいう。)を加えた額とし、1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切

(法第12条の11の規定による除害施設の設置等)

第12条 次に定める基準に適合しない下水(水洗便所から排除される汚水及び法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。)を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設を設けてこれをしてしなければならない。

(1) 下水道法施行令(昭和34年政令第147号)第9条の4第1項各号に掲げる物質それぞれ当該各号に定める数値。ただし、同条第3項に規定する場合においては、同項に規定する基準に係る数値とする。

(2)～(6) 略

(7) 前各号に掲げる物質又は項目以外の物質又は項目で水質汚濁防止法第3条第3項に基づく排水基準を定める条例により公共下水道からの放流水に関する排水基準が定められたもの(第4号に掲げる項目に類似する項目及び大腸菌群数を除く。)当該排水基準に係る数値。

2 略

(使用料の算定)

第16条 使用料の額は、毎使用月において、使用者が排除した汚水の量に応じ、次に定めるところにより算定した額に消費税等相当額(消費税法(昭和63年法律第108号)に基づき消費税が課される金額に同法に基づき税率を乗じて得た金額及び地方税法(昭和25年法律第226号)に基づき地方消費税が課される金額に同法に基づき税率を乗じて得た金額をいう。)を加えた額とし、1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切

り捨てるものとする。ただし、隔月に検針する場合は、2使用月に排除した汚水の量の2分の1の量を1使用月に排除した汚水の量とみなす。

基本使用料 (<u>1使用月</u> につき)	従量使用料(<u>1使用月</u> につき)	
	排除汚水量	1立方メートルにつき
840円	10立方メートルまで	40円
	10立方メートルを超え20立方メートルまで	120円
	20立方メートルを超え30立方メートルまで	130円
	30立方メートルを超え40立方メートルまで	150円
	40立方メートルを超え50立方メートルまで	170円
	50立方メートルを超え100立方メートルまで	210円
	100立方メートルを超え500立方メートルまで	240円
	500立方メートルを超えるもの	256円

(排除汚水量の算定方法)

第17条 略

2 使用月の中途において公共下水道の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開した場合の当該使用月の基本使用料は、1使用月分として算定する。ただし、当該使用月の使用期間が15日以内のときの基本使用料は、1使用月分の2分の1の額とする。

(占有許可の基準)

第22条 市長は、公共下水道の排水施設の暗

り捨てるものとする。ただし、隔月に検針する場合は、2箇月間に排除した汚水の量の2分の1の量を1箇月間に排除した汚水の量とみなす。

基本使用料 (<u>1箇月</u> につき)	従量使用料(<u>1箇月</u> につき)	
	排除汚水量	1立方メートルにつき
600円	10立方メートルまで	30円
	10立方メートルを超え20立方メートルまで	100円
	20立方メートルを超え30立方メートルまで	110円
	30立方メートルを超え40立方メートルまで	130円
	40立方メートルを超え50立方メートルまで	150円
	50立方メートルを超え100立方メートルまで	200円
	100立方メートルを超えるもの	220円

(排除汚水量の算定方法)

第17条 略

2 使用月の中途において公共下水道に汚水の排除を開始し、休止し、又は廃止したときの基本使用料は、1使用月分として算定する。

(占有許可の基準)

第22条 市長は、公共下水道の排水施設の暗

<u>きよ</u>渠である構造の部分に電線及び下水道法施行令第17条の2第2号に規定する物件(以下「電線等」という。)の占有に係る前条の申請があった場合においては、その占有が必要やむを得ないものであり、かつ、電線等が次に掲げる基準に適合するものである場合に限り、当該占有を許可することができる。 (1)～(6) 略	渠である構造の部分に電線及び下水道法施行令第17条の3に規定する物件(以下「電線等」という。)の占有に係る前条の申請があった場合においては、その占有が必要やむを得ないものであり、かつ、電線等が次に掲げる基準に適合するものである場合に限り、当該占有を許可することができる。 (1)～(6) 略
---	---

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第3条、第12条第1項第1号及び第22条の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 改正後の第16条及び第17条第2項(これらの規定を附則第4項の規定による改正後の日進市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例(平成7年日進市条例第3号。以下この項において「新農集排条例」という。))第8条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、この条例の施行の日前から継続している公共下水道(新農集排条例第8条において準用する場合にあっては、排水処理施設)の使用で、同日以後初めて使用料の支払を受ける権利が確定されるものに係る使用料については、なお従前の例による。

(日進市污水处理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

- 日進市污水处理施設の設置及び管理に関する条例(昭和59年日進町条例第12号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<u>(排水設備新設等工事及び除害施設設置工事の実施)</u> 第8条 <u>排水設備新設等工事(当該設備の施設を変更しない補修程度の軽微な工事を除く。)</u>及び<u>除害施設設置工事は、日進市下水道条例(昭和63年日進町条例第4号)第7条に規定する排水設備工事指定工事店が行うものとする。</u>	<u>(排水設備新設等工事及び除害施設設置工事の実施)</u> 第8条 <u>排水設備新設等工事及び除害施設設置工事の実施について、日進市下水道条例(昭和63年日進町条例第4号。以下、「下水道条例」という。)</u>第7条及び第7条の2の規定は、<u>污水处理施設の管理について準用する。</u>この場合において、第7条第1項中「排水設備等」とあるのは、「排水設備及び除害施設」と、同項中「規則で定める」とあ

るのは、「当該設備の施設を変更しない補修程度の」と読み替えるものとする。

(日進市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

- 4 日進市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例(平成7年日進市条例第3号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<u>(排水設備等の工事の実施)</u> <u>第5条 排水設備等(排水設備及び当該設備に接続する排水による排水処理施設への障害を除去するために必要な施設をいう。以下同じ。)</u>の新設、増設又は改築の工事(排水設備等の施設を変更しない補修程度の軽微な工事を除く。)<u>は、日進市下水道条例(昭和63年日進町条例第4号)第7条に規定する排水設備工事指定工事店が行うものとする。</u> (取付管の築造等の工事に係る分担金の徴収) <u>第6条 略</u> (使用料の徴収及び方法) <u>第7条 略</u> (使用料の算定方法) <u>第8条 使用料の額は、日進市下水道条例第16条の規定を準用する。この場合において、同条中「汚水」とあるのは「排水」と読み替えるものとする。</u> 2 略 (使用料等の減免) <u>第9条 略</u> (準用) <u>第10条 日進市下水道条例第3条、第5条、第6条、第10条から第14条まで、第18条から第25条まで及び第28条の規定は、排水処理施設の管理に準用する。この場合において、同条例第3条第1号及び第2号、第10条第1項及</u>	(取付管の築造等の工事に係る分担金の徴収) <u>第5条 略</u> (使用料の徴収及び方法) <u>第6条 略</u> (使用料の算定方法) <u>第7条 使用料の額は、日進市下水道条例(昭和63年日進町条例第4号)第16条の規定を準用する。この場合において、同条中「汚水」とあるのは「排水」と読み替えるものとする。</u> 2 略 (使用料等の減免) <u>第8条 略</u> (準用) <u>第9条 日進市下水道条例第3条、第5条から第7条まで、第10条から第14条まで、第18条から第25条まで及び第28条の規定は、排水処理施設の管理に準用する。この場合において、同条例第3条第1号及び第2号、第10条第</u>

び第2項、第12条から第14条まで、第20条から第22条まで及び第25条中「公共下水道」とあるのは「排水処理施設」と、同条例第3条第1号及び第3号、第11条、第12条第1項及び第13条中「汚水」とあるのは、「排水」と読み替えるものとする。 (委任) <u>第11条</u> 略	1項及び第2項、第12条から第14条まで、第20条から第22条まで及び第25条中「公共下水道」とあるのは「排水処理施設」と、同条例第3条第1号及び第3号、第11条、第12条第1項及び第13条中「汚水」とあるのは、「排水」と読み替えるものとする。 (委任) <u>第10条</u> 略
---	--

議案第 67 号

日進市中央公民館条例等の一部改正について

日進市中央公民館条例等の一部を次のとおり改正する。

令和 6 年 9 月 2 日提出

日進市長 近 藤 裕 貴

1 提案理由

この案を提出するのは、公共料金の基本的な考え方に基づく定期的な見直しを行うことにより使用料及び手数料の適正化を図るため、日進市中央公民館条例等の一部を改正する必要があるからであります。

2 主な改正点

次に掲げる施設の使用料の一部について、金額を改める。

- (1) 日進市中央公民館
- (2) 日進市勤労福祉会館
- (3) 日進市生涯学習プラザ
- (4) 岩崎城歴史記念館
- (5) 日進市ふれあい工房
- (6) 日進市スポーツセンター

日進市中央公民館条例等の一部を改正する条例

令和 年 月 日
条 例 第 号

(日進市中央公民館条例の一部改正)

第1条 日進市中央公民館条例(昭和63年日進町条例第21号)の一部を次のように改正する。

改正後							改正前						
別表(第6条、第8条、第15条関係)							別表(第6条、第8条、第15条関係)						
(単位円)							(単位円)						
施設の名称	午前	午後	夜間	午前 午後	午後 夜間	全日	施設の名称	午前	午後	夜間	午前 午後	午後 夜間	全日
大ホール	41,370	41,370	41,370	82,740	82,740	124,110	大ホール	33,100	33,100	33,100	66,200	66,200	99,300
主催者事務室	610	610	610	1,220	1,220	1,830	主催者事務室	410	410	410	820	820	1,230
控室(1)	1,870	1,870	1,870	3,740	3,740	5,610	控室(1)	1,250	1,250	1,250	2,500	2,500	3,750
控室(2)	610	610	610	1,220	1,220	1,830	控室(2)	410	410	410	820	820	1,230
練習室	1,240	1,240	1,240	2,480	2,480	3,720	練習室	830	830	830	1,660	1,660	2,490
視聴覚室	3,040	3,040	3,040	6,080	6,080	9,120	視聴覚室	2,500	2,500	2,500	5,000	5,000	7,500
会議室	4,000	4,000	4,000	8,000	8,000	12,000	会議室	3,350	3,350	3,350	6,700	6,700	10,050
談話室	1,870	1,870	1,870	3,740	3,740	5,610	談話室	1,250	1,250	1,250	2,500	2,500	3,750
工芸室	3,140	3,140	3,140	6,280	6,280	9,420	工芸室	2,500	2,500	2,500	5,000	5,000	7,500
調理実習室	3,940	3,940	3,940	7,880	7,880	11,820	調理実習室	3,350	3,350	3,350	6,700	6,700	10,050
略							略						
略							略						

(日進市勤労福祉会館条例の一部改正)

第2条 日進市勤労福祉会館条例(昭和63年日進町条例第20号)の一部を次のように改正する。

改正後							改正前						
別表(第6条、第8条、第15条関係) (一般者)							別表(第6条、第8条、第15条関係) (一般者)						
(単位円)							(単位円)						
施設の名称	午前	午後	夜間	午前 午後	午後 夜間	全日	施設の名称	午前	午後	夜間	午前 午後	午後 夜間	全日
小ホール	9,690	9,690	9,690	19,380	19,380	29,070	小ホール	8,370	8,370	8,370	16,740	16,740	25,110
展示ホール	7,230	7,230	7,230	14,460	14,460	21,690	展示ホール	6,280	6,280	6,280	12,560	12,560	18,840
研修室	1,930	1,930	1,930	3,860	3,860	5,790	研修室	1,670	1,670	1,670	3,340	3,340	5,010
控室(3)	610	610	610	1,220	1,220	1,830	控室(3)	410	410	410	820	820	1,230
軽運動室	3,910	3,910	3,910	7,820	7,820	11,730	軽運動室	3,350	3,350	3,350	6,700	6,700	10,050
和会議室 (1)	1,580	1,580	1,580	3,160	3,160	4,740	和会議室 (1)	1,250	1,250	1,250	2,500	2,500	3,750
和会議室 (2)	1,580	1,580	1,580	3,160	3,160	4,740	和会議室 (2)	1,250	1,250	1,250	2,500	2,500	3,750
会議室	1,600	1,600	1,600	3,200	3,200	4,800	会議室	1,250	1,250	1,250	2,500	2,500	3,750
大会議室	2,490	2,490	2,490	4,980	4,980	7,470	大会議室	2,080	2,080	2,080	4,160	4,160	6,240
(勤労者)							(勤労者)						
(単位円)							(単位円)						
施設の名称	午前	午後	夜間	午前 午後	午後 夜間	全日	施設の名称	午前	午後	夜間	午前 午後	午後 夜間	全日
小ホール	7,750	7,750	7,750	15,500	15,500	23,250	小ホール	6,700	6,700	6,700	13,400	13,400	20,100
展示ホール	5,770	5,770	5,770	11,540	11,540	17,310	展示ホール	5,020	5,020	5,020	10,040	10,040	15,060
研修室	1,440	1,440	1,440	2,880	2,880	4,320	研修室	1,250	1,250	1,250	2,500	2,500	3,750
控室(3)	610	610	610	1,220	1,220	1,830	控室(3)	410	410	410	820	820	1,230
軽運動室	2,910	2,910	2,910	5,820	5,820	8,730	軽運動室	2,500	2,500	2,500	5,000	5,000	7,500

和会議室	1,040	1,040	1,04	2,08	2,08	3,12	和会議室	830	830	830	1,66	1,66	2,49
(1)			0	0	0	0	(1)				0	0	0
和会議室	1,040	1,040	1,04	2,08	2,08	3,12	和会議室	830	830	830	1,66	1,66	2,49
(2)			0	0	0	0	(2)				0	0	0
会議室	1,060	1,060	1,06	2,12	2,12	3,18	会議室	830	830	830	1,66	1,66	2,49
			0	0	0	0					0	0	0
大会議室	1,990	1,990	1,99	3,98	3,98	5,97	大会議室	1,670	1,670	1,67	3,34	3,34	5,01
			0	0	0	0				0	0	0	0
略							略						
略							略						

(日進市生涯学習プラザ条例の一部改正)

第3条 日進市生涯学習プラザ条例(平成16年日進市条例第2号)の一部を次のように改正する。

改正後				改正前			
別表(第4条、第5条、第9条、第15条関係)				別表(第4条、第5条、第9条、第15条関係)			
施設の名 称	午前	午後	夜間	施設の名 称	午前	午後	夜間
多目的室	2,500円	2,500円	2,500円	多目的室	1,670円	1,670円	1,670円
学習室1	930円	930円	930円	学習室1	620円	620円	620円
学習室2	610円	610円	610円	学習室2	410円	410円	410円
工芸室	1,090円	1,090円	1,090円	工芸室	730円	730円	730円
パソコン 研修室	760円	760円	760円	パソコン 研修室	510円	510円	510円
和室	760円	760円	760円	和室	510円	510円	510円
略				略			

(岩崎城歴史記念館条例の一部改正)

第4条 岩崎城歴史記念館条例(昭和62年日進町条例第3号)の一部を次のように改正する。

改正後				改正前			
別表(第9条、第12条、第18条関係)				別表(第9条、第12条、第18条関係)			
区分	単位	金額	徴収の時期	区分	単位	金額	徴収の時期
会議室(1 室につき)	午前9時～	1,240円	略	会議室(1 室につき)	9時～13時	830円	略
	午後1時				13時～17	830円	
	午後1時～	1,240円			時		
	午後5時						

略	略
---	---

(日進市ふれあい工房条例の一部改正)

第5条 日進市ふれあい工房条例(平成9年日進市条例第3号)の一部を次のように改正する。

改正後		改正前	
別表(第7条、第13条関係)		別表(第7条、第13条関係)	
施設名称	使用料	施設名称	使用料
ふれあい工房 (陶芸以外)	1時間につき <u>420円</u>	ふれあい工房 (陶芸以外)	1時間につき <u>300円</u>
ふれあい工房 (陶芸)	1時間につき <u>3,110円</u>	ふれあい工房 (陶芸)	1時間につき <u>2,200円</u>

(日進市スポーツセンター条例の一部改正)

第6条 日進市スポーツセンター条例(平成8年日進市条例第4号)の一部を次のように改正する。

改正後									
別表(第7条関係)									
使用区分		使用料の額							
		専用使用				個人使用 (上段は大人、下段は小人)			
		区分	午前9時～午後9時		1回券	回数券	定期券		
			2時間	12時間					
競技室	第1全面専用	アマチュアスポーツ又はレクリエーション	<u>11,510円</u>	<u>69,060円</u>	<u>370円</u>				
		その他	<u>57,550円</u>	<u>345,300円</u>					
					略				
	一部専用	バスケットボール(コート1面につき)	<u>4,430円</u>	<u>26,580円</u>					
		バレーボール(コート1面につき)	<u>4,310円</u>	<u>25,860円</u>					
		バドミントン(コート1面につき)	<u>2,210円</u>	<u>13,260円</u>					
		卓球(コート1面につき)	<u>1,030円</u>	<u>6,180円</u>					
		クライミング			<u>710円</u>				

					略		
第2	全	アマチュアスポー	5,220円	31,320円	370円		
競	面	ツ又はレクリエー					
技	専	ション			略		
場	用	その他	26,100円	156,600円			
	一	バドミントン(コ	2,210円	13,260円			
	部	ート1面につき)					
	専	卓球(コート1面に	1,030円	6,180円			
	用	つき)					
第3	全	アマチュアスポー	2,600円	15,600円	370円		
競	面	ツ又はレクリエー					
技	専	ション			略		
場	用	その他	13,000円	78,000円			
第4	全	アマチュアスポー	2,600円	15,600円	370円		
競	面	ツ又はレクリエー					
技	専	ション			略		
場	用	その他	13,000円	78,000円			
トレーニング室		市内使用者				3,050円	6,100円
		市外使用者				4,100円	8,200円
会	1	全	1,110円	6,660円			
議							
室	2	専	1,110円	6,660円			
	一		2,220円	13,320円			
	体						
	利						
	用						
略							

改正前						
別表(第7条関係)						
使用区分	使用料の額					
	専用使用			個人使用 (上段は大人、下段は小人)		
	区分	午前9時～午後9時		1回券	回数券	定期券
		2時間	12時間	2時間		

競技室	第1 競技場	全面専用	アマチュアスポーツ又はレクリエーション	9,210円	55,260円	300円		
						略		
			その他	46,080円	276,480円			
		一部専用	バスケットボール(コート1面につき)	3,550円	21,300円			
			バレーボール(コート1面につき)	3,450円	20,700円			
			バドミントン(コート1面につき)	1,770円	10,620円			
			卓球(コート1面につき)	830円	4,980円			
			クライミング			510円		
						略		
	第2 競技場	全面専用	アマチュアスポーツ又はレクリエーション	4,180円	25,080円	300円		
						略		
			その他	23,030円	138,180円			
		一部専用	バドミントン(コート1面につき)	1,770円	10,620円			
			卓球(コート1面につき)	830円	4,980円			
	第3 競技場	全面専用	アマチュアスポーツ又はレクリエーション	2,080円	12,480円	300円		
						略		
		その他		10,470円	62,820円			
	第4 競技場	全面専用	アマチュアスポーツ又はレクリエーション	2,080円	12,480円	300円		
						略		
		その他		10,470円	62,820円			
	トレーニング室		市内使用者				2,050円	4,110円
			市外使用者				2,750円	5,500円
	会議	1 全面		1,030円	6,180円			

室		専用						
	2			<u>1, 030円</u>	<u>6, 180円</u>			
	一 体 利 用			<u>2, 060円</u>	<u>12, 360円</u>			
略								

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の規定による改正後のそれぞれの条例別表の規定は、この条例の施行の日以後に徴収する使用料について適用し、同日前に徴収する使用料については、なお従前の例による。

議案第 6 8 号

日進市立図書館条例の一部改正について

日進市立図書館条例の一部を次のとおり改正する。

令和 6 年 9 月 2 日提出

日進市長 近 藤 裕 貴

1 提案理由

この案を提出するのは、公共料金の基本的な考え方に基づく定期的な見直しを行うことにより使用料及び手数料の適正化を図るため、日進市立図書館条例の一部を改正する必要があるからであります。

2 主な改正点

施設の利用に係る使用料について、金額を改める。

日進市立図書館条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日
条 例 第 号

日進市立図書館条例(平成元年日進町条例第2号)の一部を次のように改正する。

改正後				改正前			
別表(第6条関係)				別表(第6条関係)			
施設の名称	使用料			施設の名称	使用料		
	午前	午後	夜間		午前	午後	夜間
視聴覚ホール	8,010円	9,150円	6,860円	視聴覚ホール	5,550円	6,380円	4,810円
練習室	500円	570円	430円	練習室	300円	410円	300円
工作室	1,730円	1,980円	1,480円	工作室	1,150円	1,350円	1,030円
第1会議室	2,030円	2,320円	1,740円	第1会議室	1,350円	1,560円	1,150円
第2会議室	1,500円	1,710円	1,280円	第2会議室	1,030円	1,150円	830円
第3会議室	1,810円	2,070円	1,550円	第3会議室	1,250円	1,350円	1,030円
大会議室	4,220円	4,820円	3,620円	大会議室	2,820円	3,230円	2,400円
2階会議室	2,030円	2,320円	1,740円	2階会議室	1,350円	1,560円	1,150円
略				略			
略				略			

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に徴収する使用料について適用し、同日前に徴収する使用料については、なお従前の例による。

議案第 6 9 号

令和 6 年度日進市一般会計補正予算（第 5 号）について

令和 6 年度日進市一般会計補正予算（第 5 号）を次のとおり提出します。

令和 6 年 9 月 2 日提出

日進市長 近 藤 裕 貴

提案理由

地方自治法第 2 1 8 条第 1 項に基づき提案するものであります。

令和6年度（第5号）

日進市一般会計補正予算書

令和6年度日進市一般会計補正予算（第5号）

令和6年度日進市の一般会計の補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ781,658千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35,591,244千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の追加は、「第4表 地方債補正」による。

令和6年9月2日提出

日進市長 近 藤 裕 貴

第1表

歳入歳出予算補正

歳入

単位：千円

款	項	既定額	補正額	計
15. 国庫支出金		6,265,892	3,966	6,269,858
	1. 国庫負担金	3,785,231	2,254	3,787,485
	2. 国庫補助金	538,093	2,943	541,036
	4. 国庫交付金	1,927,389	△1,231	1,926,158
16. 県支出金		2,562,459	39,519	2,601,978
	2. 県補助金	701,140	7,944	709,084
	3. 委託金	150,576	31,575	182,151
18. 寄附金		759,805	500	760,305
	1. 寄附金	759,805	500	760,305
19. 繰入金		2,228,305	△720,383	1,507,922
	1. 特別会計繰入金	28,832	52,337	81,169
	2. 基金繰入金	2,199,473	△772,720	1,426,753
20. 繰越金		300,000	1,248,044	1,548,044
	1. 繰越金	300,000	1,248,044	1,548,044
21. 諸収入		1,177,518	10,012	1,187,530
	4. 雑入	953,226	10,012	963,238
22. 市債		1,645,000	200,000	1,845,000
	1. 市債	1,645,000	200,000	1,845,000

単位：千円

款	項	既 定 額	補 正 額	計
歳 入 合 計		34,809,586	781,658	35,591,244

歳 出

単位：千円

款	項	既 定 額	補 正 額	計
2. 総務費		5,107,419	430,008	5,537,427
	1. 総務管理費	4,420,016	429,177	4,849,193
	3. 戸籍住民基本台帳費	217,416	831	218,247
	4. 選挙費	4,142	0	4,142
3. 民生費		14,766,221	57,942	14,824,163
	1. 社会福祉費	6,663,896	52,715	6,716,611
	2. 児童福祉費	7,753,547	3,247	7,756,794
	3. 生活保護費	329,472	1,980	331,452
4. 衛生費		2,931,753	2,754	2,934,507
	1. 保健衛生費	1,429,767	2,754	1,432,521
7. 商工費		492,728	0	492,728
	1. 商工費	492,728	0	492,728
8. 土木費		4,959,749	28,607	4,988,356
	4. 都市計画費	3,706,092	28,607	3,734,699
9. 消防費		1,170,272	8,075	1,178,347
	1. 消防費	1,170,272	8,075	1,178,347
10. 教育費		3,925,047	254,272	4,179,319
	1. 教育総務費	498,969	0	498,969

単位：千円

款	項	既 定 額	補 正 額	計
	2. 小学校費	1,033,982	1,304	1,035,286
	3. 中学校費	413,264	778	414,042
	4. 社会教育費	708,671	248,161	956,832
	5. 保健体育費	1,270,161	4,029	1,274,190
歳 出 合 計		34,809,586	781,658	35,591,244

第2表 繰越明許費補正

変 更

単位：千円

款	項	補 正 前	
		事 業 名	金 額
10. 教育費	4. 社会教育費	文化施設維持修繕事業	98,004

補 正 後	
事 業 名	金 額
文化施設維持修繕事業	345,997

第3表 債務負担行為補正

追 加

単位：千円

事 項	期 間	限 度 額
広報紙制作業務委託事業	令和7年度から 令和9年度まで	71,679
出産・子育て支援業務委託事業	令和6年度から 令和7年度まで	114,692
中学校ALT業務委託事業	令和6年度から 令和9年度まで	14,355
計		200,726

第4表 地方債補正

追 加

単位：千円

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
市民会館空調改修事業	200,000	普通貸借 又は 債券発行	年4.0%以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる資金 について、利率の見直 しを行った後において は、当該利率見直し後 の利率)	政府資金については、 その融資条件により、 銀行その他の場合には その債権者と協定する ものによる。 ただし、市財政の都合 により据置期間及び償 還期限を短縮し、又は 繰上償還もしくは低利 に借換えすることがで きる。

令和6年度（第5号）

日進市一般会計補正予算説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括 歳入

単位：千円

款	既定額	補正額	計
1. 市税	16,043,199		16,043,199
2. 地方譲与税	210,700		210,700
3. 利子割交付金	7,100		7,100
4. 配当割交付金	130,000		130,000
5. 株式等譲渡所得割交付金	74,000		74,000
6. 法人事業税交付金	200,000		200,000
7. 地方消費税交付金	2,000,000		2,000,000
8. ゴルフ場利用税交付金	1,600		1,600
9. 環境性能割交付金	50,000		50,000
10. 地方特例交付金	530,001		530,001
11. 地方交付税	40,000		40,000
12. 交通安全対策特別交付金	10,000		10,000
13. 分担金及び負担金	230,058		230,058
14. 使用料及び手数料	330,203		330,203
15. 国庫支出金	6,265,892	3,966	6,269,858
16. 県支出金	2,562,459	39,519	2,601,978
17. 財産収入	13,746		13,746
18. 寄附金	759,805	500	760,305

単位：千円

款	既 定 額	補 正 額	計
19. 繰入金	2, 228, 305	△720, 383	1, 507, 922
20. 繰越金	300, 000	1, 248, 044	1, 548, 044
21. 諸収入	1, 177, 518	10, 012	1, 187, 530
22. 市債	1, 645, 000	200, 000	1, 845, 000
歳 入 合 計	34, 809, 586	781, 658	35, 591, 244

歳 出

款	既 定 額	補 正 額	計
1. 議会費	262,265		262,265
2. 総務費	5,107,419	430,008	5,537,427
3. 民生費	14,766,221	57,942	14,824,163
4. 衛生費	2,931,753	2,754	2,934,507
5. 労働費	4,194		4,194
6. 農林水産業費	135,732		135,732
7. 商工費	492,728	0	492,728
8. 土木費	4,959,749	28,607	4,988,356
9. 消防費	1,170,272	8,075	1,178,347
10. 教育費	3,925,047	254,272	4,179,319
11. 災害復旧費	6		6
12. 公債費	1,000,007		1,000,007
13. 諸支出金	4,193		4,193
14. 予備費	50,000		50,000
歳 出 合 計	34,809,586	781,658	35,591,244

単位：千円

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
5,461			424,547
2,112			55,830
2,254		500	0
5,000		△5,000	0
		4,330	24,277
		4,495	3,580
28,658	200,000		25,614
43,485	200,000	4,325	533,848

2 歳 入

1 5 款 国庫支出金

1 項 国庫負担金

目	既 定 額	補 正 額	計
2. 衛生費国庫負担金	1, 335	2, 254	3, 589
計	3, 785, 231	2, 254	3, 787, 485

1 5 款 国庫支出金

2 項 国庫補助金

1. 総務費国庫補助金	253, 500	831	254, 331
2. 民生費国庫補助金	154, 268	2, 112	156, 380
計	538, 093	2, 943	541, 036

1 5 款 国庫支出金

4 項 国庫交付金

1. 総務費国庫交付金	960, 937	△1, 231	959, 706
計	1, 927, 389	△1, 231	1, 926, 158

1 6 款 県支出金

2 項 県補助金

1. 総務費県補助金	580	1, 286	1, 866
5. 商工費県補助金	64, 748	5, 000	69, 748
8. 教育費県補助金	115, 515	1, 658	117, 173
計	701, 140	7, 944	709, 084

1 5 款 国庫支出金

1 6 款 県支出金

単位：千円

節		説 明
区 分	金 額	
1. 衛生費国庫負担金	2,254	新型コロナウイルス予防接種健康被害給付費 2,254

2. 戸籍住民基本台帳費補助金	831	マイナンバーカード交付事務 831
1. 社会福祉費補助金	990	生活困窮者就労準備支援事業 990
2. 児童福祉費補助金	1,122	子ども・子育て支援事業 1,122

1. 総務管理費国庫交付金	△1,231	デジタル田園都市国家構想交付金 △1,231

2. 総務管理費補助金	1,286	元気な愛知の市町村づくり事業 1,286
1. 商工費補助金	5,000	元気な愛知の市町村づくり事業 5,000
1. 教育総務費補助金	1,658	部活動指導員配置事業 1,658

1 6 款 県支出金

3 項 委託金

目	既 定 額	補 正 額	計
3. 教育費委託金	180	31, 575	31, 755
計	150, 576	31, 575	182, 151

1 8 款 寄附金

1 項 寄附金

3. 衛生費寄附金	1, 001	500	1, 501
計	759, 805	500	760, 305

1 9 款 繰入金

1 項 特別会計繰入金

1. 国民健康保険特別会計繰入金	1	5, 671	5, 672
2. 後期高齢者医療特別会計繰入金	1	2, 505	2, 506
3. 介護保険特別会計繰入金	28, 830	44, 161	72, 991
計	28, 832	52, 337	81, 169

1 9 款 繰入金

2 項 基金繰入金

1. 財政調整基金繰入金	1, 558, 896	△419, 053	1, 139, 843
2. 公共施設整備基金繰入金	448, 667	△348, 667	100, 000

1 6 款 県支出金
1 8 款 寄附金
1 9 款 繰入金

単位：千円

節		説 明
区 分	金 額	
1. 教育総務費委託金	31, 575	教育研究委託事業 300 「ラーケーションの日」モデル事業 31, 275

2. 保健衛生費寄附金	500	保健衛生費寄附金 500

1. 国民健康保険特別会計繰入金	5, 671	国民健康保険特別会計繰入金 5, 671
1. 後期高齢者医療特別会計繰入金	2, 505	後期高齢者医療特別会計繰入金 2, 505
1. 介護保険特別会計繰入金	44, 161	介護保険特別会計繰入金 44, 161

1. 財政調整基金繰入金	△419, 053	財政調整基金繰入金 △419, 053
1. 公共施設整備基金繰入金	△348, 667	公共施設整備基金繰入金 △348, 667

19 款 繰入金

2 項 基金繰入金

目	既 定 額	補 正 額	計
5. ふるさと応援基金繰入金	112,013	△5,000	107,013
計	2,199,473	△772,720	1,426,753

20 款 繰越金

1 項 繰越金

1. 繰越金	300,000	1,248,044	1,548,044
計	300,000	1,248,044	1,548,044

21 款 諸収入

4 項 雑入

1. 雑入	953,226	10,012	963,238
計	953,226	10,012	963,238

22 款 市債

1 項 市債

3. 教育債	0	200,000	200,000
計	1,645,000	200,000	1,845,000

19款 繰入金
20款 繰越金
21款 諸収入

22款 市債

単位：千円

節		説 明
区 分	金 額	
1. ふるさと応援基金繰入金	△5,000	ふるさと応援基金繰入金 △5,000

1. 繰越金	1,248,044	前年度繰越金 1,248,044

2. 民生雑入	1,187	過年度収入 1,187
5. 土木雑入	4,330	スマートインターチェンジ整備事業負担金 4,330
6. 消防雑入	4,495	消防団員退職報償金受入金 4,495

4. 社会教育債	200,000	市民会館空調改修事業 200,000

3 歳 出

2 款 総務費

1 項 総務管理費

目	既 定 額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2. 文書広報費	43,496	6,493	49,989				6,493
3. 財政管理費	22,280	300,000	322,280				300,000
5. 財産管理費	1,055,220	115,509	1,170,729				115,509
11. 人事管理費	211,493	7,175	218,668	県 4,575			2,600
計	4,420,016	429,177	4,849,193	4,575			424,602

2 款 総務費

3 項 戸籍住民基本台帳費

1. 戸籍住民基本台帳費	217,416	831	218,247	国 831			
計	217,416	831	218,247	831			

2 款 総務費

単位：千円

節		説 明	
区 分	金 額	細 節	
12. 委託料	6,493		広報紙発行事業 6,493 広報紙制作業務委託料 6,493
24. 積立金	300,000		財政運営事務 300,000 公共施設整備基金積立金 300,000
14. 工事請負費	15,509		庁舎管理事務 15,509 改修工事 15,509
24. 積立金	100,000		公共施設マネジメント事業 100,000 庁舎建設基金積立金 100,000
1. 報酬	6,210	報酬（会計年度任用職員） 6,210	人事管理総務事務 228 普通旅費 228
3. 職員手当等	673	期末手当（会計年度任用職員） 418 勤勉手当（会計年度任用職員） 255	採用事務 6,947 報酬（会計年度任用職員） 6,210 期末手当（会計年度任用職員） 418 勤勉手当（会計年度任用職員） 255 費用弁償（会計年度任用職員） 64
8. 旅費	292	費用弁償（会計年度任用職員） 64 普通旅費 228	

1. 報酬	819	報酬（会計年度任用職員） 819	住民基本台帳事業 831 報酬（会計年度任用職員） 819 費用弁償（会計年度任用職員） 12
8. 旅費	12	費用弁償（会計年度任用職員） 12	

2 款 総務費

4 項 選挙費

目	既 定 額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 選挙管理委員会費	3,782	0	3,782	55 国 △ 1,231 県 1,286			△55
計	4,142	0	4,142	55			△55

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

3. 福祉医療費	2,714,960	52,715	2,767,675				52,715
計	6,663,896	52,715	6,716,611				52,715

3 款 民生費

2 項 児童福祉費

2. 児童措置費	2,264,633	3,247	2,267,880	1,122 国 1,122			2,125
----------	-----------	-------	-----------	---------------------	--	--	-------

2 款 総務費
3 款 民生費

単位：千円

節		説 明	
区 分	金 額	細 節	
			投票環境向上事務 財源補正

22. 償還金、利 子及び割引 料	191		後期高齢者医療特別会計繰出金 52,524 後期高齢者医療特別会計繰出金 52,524 自立支援医療事業 191 償還金 191
27. 繰出金	52,524		

1. 報酬	356	報酬（会計年度任用職員） 356	児童手当支給事業 3,247 報酬（会計年度任用職員） 356 職員手当 180 費用弁償（会計年度任用職員） 12 消耗品費 10 印刷製本費 74 通信運搬費 1,082 返還金 1,533
3. 職員手当等	180	時間外勤務手当 180	
8. 旅費	12	費用弁償（会計年度任用職員） 12	
10. 需用費	84	消耗品費 10 印刷製本費 74	
11. 役務費	1,082	通信運搬費 1,082	
22. 償還金、利 子及び割引 料	1,533		

3 款 民生費

2 項 児童福祉費

目	既 定 額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
計	7,753,547	3,247	7,756,794	1,122			2,125

3 款 民生費

3 項 生活保護費

1. 生活保護総務費	39,472	1,980	41,452	990 国			990
				990			
計	329,472	1,980	331,452	990			990

4 款 衛生費

1 項 保健衛生費

3. 予防費	758,030	2,254	760,284	2,254 国			
				2,254			
4. 母子衛生費	293,780	500	294,280			500 寄	
						500	
計	1,429,767	2,754	1,432,521	2,254		500	

7 款 商工費

1 項 商工費

3. 観光費	53,553	0	53,553	5,000 県		△5,000 繰入	
				5,000		△ 5,000	
計	492,728	0	492,728	5,000		△5,000	

3 款 民生費
4 款 衛生費
7 款 商工費

単位：千円

節			
区 分	金 額	細 節	説 明

12. 委託料	1,980		生活保護事業 1,980 生活保護システム改修委託料 1,980

18. 負担金、補助及び交付金	2,254	交付金 2,254	予防接種推進事業 2,254 新型コロナウイルス予防接種健康被害給付費 2,254
10. 需用費	87	消耗品費 87	母子健診事業 280 消耗品費 87 備品購入費 193
17. 備品購入費	413		母子健康相談・教育事業 220 指導用備品購入費 220

			観光促進事業 財源補正

8 款 土木費

4 項 都市計画費

目	既 定 額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 都市計画総務費	2,401,964	4,330	2,406,294			4,330 諸 4,330	
3. 土地区画整理費	371,819	21,443	393,262				21,443
4. 下水道費	639,688	2,834	642,522				2,834
計	3,706,092	28,607	3,734,699			4,330	24,277

9 款 消防費

1 項 消防費

2. 非常備消防費	47,667	4,495	52,162			4,495 諸 4,495	
3. 消防施設費	14,112	3,580	17,692				3,580
計	1,170,272	8,075	1,178,347			4,495	3,580

10 款 教育費

1 項 教育総務費

2. 事務局費	496,138	0	496,138	1,658 県 1,658			△1,658
計	498,969	0	498,969	1,658			△1,658

8 款 土木費
9 款 消防費
10 款 教育費

単位：千円

節			
区 分	金 額	細 節	説 明
12. 委託料	4,330		スマートインターチェンジ整備事業 4,330 スマートインターチェンジ整備業務委託料 4,330
14. 工事請負費	21,443		香久山西部土地地区画整理地区外関連事業 21,443 地区外関連工事 21,443
27. 繰出金	2,834		下水道事業会計繰出金 2,834 下水道事業会計繰出金 2,834

7. 報償費	4,495	報償金 4,495	消防団事業 4,495 消防団員退職報償金 4,495
18. 負担金、補助及び交付金	3,580	負担金 3,580	消防施設維持管理事業 3,580 消火栓設置工事等負担金 3,580

			教育振興推進事業 財源補正

10款 教育費

2項 小学校費

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 学校管理費	556,871	782	557,653				782
2. 教育振興費	477,111	522	477,633	県 18,937 18,937			△18,415
計	1,033,982	1,304	1,035,286	18,937			△17,633

10款 教育費

3項 中学校費

2. 教育振興費	183,394	778	184,172	県 8,063 8,063			△7,285
計	413,264	778	414,042	8,063			△7,285

10款 教育費

4項 社会教育費

2. 社会教育施設費	313,942	247,993	561,935		200,000		47,993
3. 図書館運営費	201,535	168	201,703				168
計	708,671	248,161	956,832		200,000		48,161

10款 教育費

単位：千円

節				説明	
区分	金額	細節			
13. 使用料及び賃借料	782			小学校管理事業 用地借上料	782 782
10. 需用費	52	消耗品費	52	小学校運営事業 消耗品費	522 52
17. 備品購入費	470			教材用備品購入費	470

7. 報償費	89	謝礼	89	中学校運営事業 講師謝礼	778 89
8. 旅費	154	費用弁償	154	費用弁償 消耗品費 教材用備品購入費	154 285 250
10. 需用費	285	消耗品費	285		
17. 備品購入費	250				

12. 委託料	△3,404			文化施設維持修繕事業 監理業務委託料	247,993 △3,404
14. 工事請負費	251,397			市民会館・ふれあい工房維持管理工事	251,397
8. 旅費	168	費用弁償（会計年度任用職員）	168	図書館運営事業 費用弁償（会計年度任用職員）	168 168

10 款 教育費

5 項 保健体育費

目	既 定 額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 保健体育総務費	47,921	509	48,430				509
3. 学校給食費	980,743	3,520	984,263				3,520
計	1,270,161	4,029	1,274,190				4,029

10 款 教育費

単位：千円

節			
区 分	金 額	細 節	説 明
12. 委託料	509		スポーツ大会等開催事業 509 スポーツフェスタ委託料 509
12. 委託料	3,520		学校給食調理事業 3,520 食数管理システム導入委託料 3,520

給 与 費 明 細 書

一般職

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	508 (528)	741,815	1,983,639	1,686,388	4,411,842	987,010	5,398,852	
補正前	508 (520)	734,430	1,983,639	1,685,535	4,403,604	987,010	5,390,614	
比 較	0 (8)	7,385	0	853	8,238	0	8,238	

備考 職員数（ ）内は、短時間勤務職員及び会計年度任用職員について外書き

職員 手当 の内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	在宅勤務等 手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)
	補正後	44,255	271,229	30,101	22,398	36	472
	補正前	44,255	271,229	30,101	22,398	36	472
	比 較	0	0	0	0	0	0
	区 分	時間外勤務 手当 (千円)	管理職手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)
	補正後	119,142	60,771	604,448	504,210	29,026	300
	補正前	118,962	60,771	604,030	503,955	29,026	300
	比 較	180	0	418	255	0	0

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	508 (35)		1,983,639	1,479,765	3,463,404	987,010	4,450,414	
補正前	508 (35)		1,983,639	1,479,585	3,463,224	987,010	4,450,234	
比 較	0 (0)		0	180	180	0	180	

備考 職員数（ ）内は、短時間勤務職員について外書き

職員 手当 の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	在宅勤務等 手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)
	補正後	44,255	271,229	30,101	22,398	36	472
	補正前	44,255	271,229	30,101	22,398	36	472
	比 較	0	0	0	0	0	0
	区 分	時間外勤務 手当 (千円)	管理職手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)
	補正後	119,142	60,771	491,903	410,132	29,026	300
	補正前	118,962	60,771	491,903	410,132	29,026	300
	比 較	180	0	0	0	0	0

イ 会計年度任用職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	0 (493)	741,815		206,623	948,438		948,438	
補正前	0 (485)	734,430		205,950	940,380		940,380	
比 較	0 (8)	7,385		673	8,058		8,058	

備考 職員数（ ）内は、短時間勤務職員について外書き

職員 手当 の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	在宅勤務等 手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)
	補正後						
	補正前						
	比 較						
	区 分	時間外勤務 手当 (千円)	管理職手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)
	補正後			112,545	94,078		
	補正前			112,127	93,823		
	比 較			418	255		

債務負担行為で令和7年度以降にわたるものについての令和5年度末までの支出額及び
令和6年度以降の支出予定額等に関する調査

単位：千円

事項	限度額	令和5年度末までの支出額		令和6年度以降の支出予定額		左の財源内訳			
		期間	金額	期間	金額	特定財源			一般財源
						国 県 支出金	地方債	その他	
西部保育園駐車場用地取得事業	75,796	令和3～5年度	39,958	令和6～7年度	35,838				35,838
スマートインターチェンジ用地取得事業 (令和5年度)	7,739			令和6～9年度	7,739	1,161			6,578
(都)野方三ツ池公園線用地取得事業 (令和5年度)	79,694			令和6～10年度	79,694	11,954			67,740
公共施設マネジメント事業用地取得事業	212,163			令和7～11年度	212,163				212,163
(都)野方三ツ池公園線用地取得事業 (令和6年度)	130,304			令和7～11年度	130,304	18,981			111,323
スマートインターチェンジ用地取得事業 (令和6年度)	196,594			令和7～8年度	196,594	57,710	115,131		23,753
尾張土地開発公社に対する債務保証	702,290			令和11年度まで					
マイナンバーカード交付予約・管理システム導入事業	8,614	令和4～5年度	3,432	令和6～8年度	5,182	5,182			
固定資産評価業務委託事業	35,310			令和6～8年度	35,310				35,310
公共施設マネジメント等委託事業	11,000			令和7年度	11,000			9,000	2,000
システム標準化対応事業（情報広報課分）	420,090			令和7年度	420,090	68,601			351,489
システム標準化対応事業（市民課分）	10,582			令和7年度	10,582	4,325			6,257
システム標準化対応事業（健康課分）	36,042			令和7年度	36,042	5,934			30,108
立地適正化計画策定委託事業	15,029			令和7年度	15,029	6,011			9,018

債務負担行為で令和7年度以降にわたるものについての令和5年度末までの支出額及び
令和6年度以降の支出予定額等に関する調査

単位：千円

事項	限度額	令和5年度末までの支出額		令和6年度以降の支出予定額		左の財源内訳			
		期間	金額	期間	金額	特定財源			一般財源
						国 県 支出金	地方債	その他	
都市マスタープラン改定業務委託事業	5,478			令和7年度	5,478				5,478
市民会館大ホール天井改修工事業	229,192			令和7年度	229,192	76,319	130,000		22,873
スポーツセンターエントランス天井改修工事業	73,240			令和7年度	73,240	9,147			64,093
学校給食配送業務委託事業	267,126			令和6～12年度	267,126				267,126
広報紙制作業務委託事業	71,679			令和7～9年度	71,679			3,644	68,035
出産・子育て支援業務委託事業	114,692			令和6～7年度	114,692	90,000			24,692
中学校ALT業務委託事業	14,355			令和6～9年度	14,355				14,355
市民会館・ふれあい工房指定管理委託事業	668,864	令和3～5年度	367,932	令和6～7年度	300,932				300,932
高齢者生きがい活動センター指定管理委託事業	24,200	令和4～5年度	8,478	令和6～8年度	15,722				15,722
にっしん子育て総合支援センター指定管理委託事業	204,600	令和4～5年度	72,752	令和6～8年度	131,848	81,483			50,365
障害者福祉センター指定管理委託事業	343,670	令和4～5年度	129,696	令和6～8年度	213,974	46,521			167,453
生涯学習プラザ指定管理委託事業	86,031	令和4～5年度	31,322	令和6～8年度	54,709				54,709
総合運動公園、市営テニスコート・グラウンド指定管理委託事業	295,350	令和4～5年度	116,470	令和6～8年度	178,880				178,880
スポーツセンター指定管理委託事業	450,450	令和4～5年度	170,419	令和6～8年度	280,031				280,031

債務負担行為で令和7年度以降にわたるものについての令和5年度末までの支出額及び
令和6年度以降の支出予定額等に関する調書

単位：千円

事項	限度額	令和5年度末までの支出額		令和6年度以降の支出予定額		左の財源内訳			一般財源
		期間	金額	期間	金額	国 県 支出金	地方債	その他	
上納池スポーツ公園指定管理委託事業	126,357	令和4～5年度	48,285	令和6～8年度	78,072				78,072
岩崎城歴史記念館、展望塔岩崎城、岩崎城址公園及び旧市川家住宅指定管理委託事業	256,659	令和5年度	45,104	令和6～9年度	211,555				211,555
にぎわい交流館指定管理委託事業	199,650			令和6～10年度	199,650				199,650
米野木台西保育園指定管理委託事業	523,962			令和7～9年度	523,962	2,865		54,132	466,965
合 計	5,896,802		1,033,848		4,160,664	486,194	245,131	66,776	3,362,563

地方債の令和４年度末及び令和５年度末における現在高
並びに令和６年度末における現在高の見込みに関する調書

単位：千円

区 分	令和４年度末 現在高	令和５年度末 現在高	令和６年度中増減見込み		令和６年度末 現在高見込額
			令和６年度中 起債見込額	令和６年度中 元金償還見込額	
１．普通債	5,644,953	5,494,701	2,010,000	743,944	6,760,757
(1)総務		35,000	379,000	3,700	410,300
(2)民生	473,617	396,876		77,846	319,030
(3)土木	658,816	781,330	1,336,000	84,366	2,032,964
(4)消防	51,000	45,900		5,100	40,800
(5)教育	4,461,520	4,235,595	295,000	572,932	3,957,663
２．その他	1,268,080	1,073,195		182,432	890,763
(1)住民税等減税補てん債	98,402	56,956		28,793	28,163
(2)臨時財政対策債	1,169,678	1,016,239		153,639	862,600
合 計	6,913,033	6,567,896	2,010,000	926,376	7,651,520

議案第 7 0 号

令和 6 年度日進市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について

令和 6 年度日進市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）を次のとおり提出します。

令和 6 年 9 月 2 日提出

日進市長 近 藤 裕 貴

提案理由

地方自治法第 2 1 8 条第 1 項に基づき提案するものであります。

令和6年度（第1号）

日進市国民健康保険特別会計補正予算書

令和 6 年度日進市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

令和 6 年度日進市の国民健康保険特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6, 7 4 5 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6, 8 7 0, 5 5 8 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 9 月 2 日提出

日進市長 近 藤 裕 貴

第1表

歳入歳出予算補正

歳入

単位：千円

款	項	既定額	補正額	計
3. 財産収入		1	405	406
	1. 財産運用収入	1	405	406
4. 繰入金		783,235	△65,148	718,087
	2. 基金繰入金	300,000	△65,148	234,852
5. 繰越金		1	71,488	71,489
	1. 繰越金	1	71,488	71,489
歳入合計		6,863,813	6,745	6,870,558

歳 出

単位：千円

款	項	既 定 額	補 正 額	計
3. 国民健康保険事業費 納付金		2,270,763	669	2,271,432
	1. 医療給付費分	1,574,247	4,578	1,578,825
	2. 後期高齢者支援金等 分	513,050	1,429	514,479
	3. 介護納付金分	183,466	△5,338	178,128
6. 基金積立金		1	405	406
	1. 基金積立金	1	405	406
8. 諸支出金		10,267	5,671	15,938
	2. 繰出金	1	5,671	5,672
歳 出 合 計		6,863,813	6,745	6,870,558

令和6年度（第1号）

日進市国民健康保険特別会計補正予算説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

単位：千円

款	既定額	補正額	計
1. 国民健康保険税	1,575,986		1,575,986
2. 県支出金	4,499,430		4,499,430
3. 財産収入	1	405	406
4. 繰入金	783,235	△65,148	718,087
5. 繰越金	1	71,488	71,489
6. 諸収入	5,160		5,160
歳入合計	6,863,813	6,745	6,870,558

歳 出

款	既 定 額	補 正 額	計
1. 総務費	69,927		69,927
2. 保険給付費	4,417,114		4,417,114
3. 国民健康保険事業費納付金	2,270,763	669	2,271,432
4. 財政安定化基金拠出金	1		1
5. 保健事業費	85,739		85,739
6. 基金積立金	1	405	406
7. 公債費	1		1
8. 諸支出金	10,267	5,671	15,938
9. 予備費	10,000		10,000
歳 出 合 計	6,863,813	6,745	6,870,558

単位：千円

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
			669
		405	0
			5,671
		405	6,340

2 歳 入

3 款 財産収入

1 項 財産運用収入

目	既 定 額	補 正 額	計
1. 利子及び配当金	1	405	406
計	1	405	406

4 款 繰入金

2 項 基金繰入金

1. 基金繰入金	300,000	△65,148	234,852
計	300,000	△65,148	234,852

5 款 繰越金

1 項 繰越金

1. 繰越金	1	71,488	71,489
計	1	71,488	71,489

3 款 財産収入
 4 款 繰入金
 5 款 繰越金

単位：千円

節		説 明
区 分	金 額	
1. 預金利子	405	基金積立金利子 405

1. 基金繰入金	△65,148	基金繰入金 △65,148

1. 繰越金	71,488	繰越金 71,488

3 歳 出

3 款 国民健康保険事業費納付金

1 項 医療給付費分

目	既 定 額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 一般被保険者医療給付費分	1, 574, 247	4, 578	1, 578, 825				4, 578
計	1, 574, 247	4, 578	1, 578, 825				4, 578

3 款 国民健康保険事業費納付金

2 項 後期高齢者支援金等分

1. 一般被保険者後期高齢者支援金等分	513, 050	1, 429	514, 479				1, 429
計	513, 050	1, 429	514, 479				1, 429

3 款 国民健康保険事業費納付金

3 項 介護納付金分

1. 介護納付金分	183, 466	△5, 338	178, 128				△5, 338
計	183, 466	△5, 338	178, 128				△5, 338

6 款 基金積立金

1 項 基金積立金

1. 基金積立金	1	405	406			財 405	
計	1	405	406			405	

8 款 諸支出金

2 項 繰出金

1. 一般会計繰出金	1	5, 671	5, 672				5, 671
------------	---	--------	--------	--	--	--	--------

3 款 国民健康保険事業費納付金
6 款 基金積立金
8 款 諸支出金

単位：千円

節		説 明	
区 分	金 額	細 節	
18. 負担金、補助及び交付金	4,578	負担金 4,578	一般被保険者医療給付費分 4,578 一般被保険者医療給付費分納付金 4,578

18. 負担金、補助及び交付金	1,429	負担金 1,429	一般被保険者後期高齢者支援金等分 1,429 一般被保険者後期高齢者支援金等分納付金 1,429

18. 負担金、補助及び交付金	△5,338	負担金 △5,338	介護納付金分 △5,338 介護納付金分納付金 △5,338

24. 積立金	405		基金積立金 405 国民健康保険特別会計運用基金積立金 405

27. 繰出金	5,671		一般会計繰出金 5,671 一般会計繰出金 5,671
---------	-------	--	--------------------------------

8 款 諸支出金

2 項 繰出金

目	既 定 額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
計	1	5,671	5,672				5,671

8 款 諸支出金

単位：千円

節			
区 分	金 額	細 節	説 明

議案第 7 1 号

令和 6 年度日進市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について

令和 6 年度日進市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）を次のとおり提出します。

令和 6 年 9 月 2 日提出

日進市長 近 藤 裕 貴

提案理由

地方自治法第 2 1 8 条第 1 項に基づき提案するものであります。

令和6年度（第1号）

日進市後期高齢者医療特別会計補正予算書

令和6年度日進市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

令和6年度日進市の後期高齢者医療特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ60,959千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,478,468千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年9月2日提出

日進市長 近 藤 裕 貴

第1表

歳入歳出予算補正

歳入

単位：千円

款	項	既定額	補正額	計
3. 繰入金		954,315	52,524	1,006,839
	1. 一般会計繰入金	954,315	52,524	1,006,839
4. 繰越金		1	8,435	8,436
	1. 繰越金	1	8,435	8,436
歳入合計		2,417,509	60,959	2,478,468

歳 出

単位：千円

款	項	既 定 額	補 正 額	計
2. 後期高齢者医療広域 連合納付金		2,394,538	58,454	2,452,992
	1. 後期高齢者医療広域 連合納付金	2,394,538	58,454	2,452,992
3. 諸支出金		1,102	2,505	3,607
	2. 繰出金	1	2,505	2,506
歳 出 合 計		2,417,509	60,959	2,478,468

令和6年度（第1号）

日進市後期高齢者医療特別会計補正予算説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

単位：千円

款	既定額	補正額	計
1. 後期高齢者医療保険料	1,461,885		1,461,885
2. 寄附金	1		1
3. 繰入金	954,315	52,524	1,006,839
4. 繰越金	1	8,435	8,436
5. 諸収入	1,307		1,307
歳入合計	2,417,509	60,959	2,478,468

歳 出

款	既 定 額	補 正 額	計
1. 総務費	20,869		20,869
2. 後期高齢者医療広域連合 納付金	2,394,538	58,454	2,452,992
3. 諸支出金	1,102	2,505	3,607
4. 予備費	1,000		1,000
歳 出 合 計	2,417,509	60,959	2,478,468

単位：千円

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
		52,524	5,930
			2,505
		52,524	8,435

2 歳 入

3 款 繰入金

1 項 一般会計繰入金

目	既 定 額	補 正 額	計
3. 療養給付費市負担分繰入金	732, 376	52, 524	784, 900
計	954, 315	52, 524	1, 006, 839

4 款 繰越金

1 項 繰越金

1. 繰越金	1	8, 435	8, 436
計	1	8, 435	8, 436

3 款 繰入金
4 款 繰越金

単位：千円

節		説 明
区 分	金 額	
1. 療養給付費市負担分繰入金	52,524	療養給付費市負担分繰入金過年度分 52,524

1. 繰越金	8,435	繰越金 8,435

3 歳 出

2 款 後期高齢者医療広域連合納付金

1 項 後期高齢者医療広域連合納付金

目	既 定 額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 後期高齢者医療広域連合納付金	2,394,538	58,454	2,452,992			52,524 繰入 52,524	5,930
計	2,394,538	58,454	2,452,992			52,524	5,930

3 款 諸支出金

2 項 繰出金

1. 一般会計繰出金	1	2,505	2,506				2,505
計	1	2,505	2,506				2,505

2 款 後期高齢者医療広域連合納付金

3 款 諸支出金

単位：千円

節			
区 分	金 額	細 節	説 明
18. 負担金、補助及び交付金	58,454	負担金 58,454	後期高齢者医療広域連合納付金 58,454 保険料等負担金 5,930 療養給付費負担金過年度分 52,524

27. 繰出金	2,505		一般会計繰出金 2,505 一般会計繰出金 2,505

議案第 7 2 号

令和 6 年度日進市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について

令和 6 年度日進市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）を次のとおり提出します。

令和 6 年 9 月 2 日提出

日進市長 近 藤 裕 貴

提案理由

地方自治法第 2 1 8 条第 1 項に基づき提案するものであります。

令和6年度（第1号）

日進市介護保険特別会計補正予算書

令和 6 年度日進市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

令和 6 年度日進市の介護保険特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 88,309 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6,030,793 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 9 月 2 日提出

日進市長 近 藤 裕 貴

第1表

歳入歳出予算補正

歳入

単位：千円

款	項	既定額	補正額	計
3. 国庫支出金		1,065,381	2,101	1,067,482
	2. 国庫補助金	68,017	2,101	70,118
4. 支払基金交付金		1,514,367	234	1,514,601
	1. 支払基金交付金	1,514,367	234	1,514,601
8. 繰入金		1,138,514	△96,769	1,041,745
	2. 基金繰入金	234,975	△96,769	138,206
9. 繰越金		7,000	182,743	189,743
	1. 繰越金	7,000	182,743	189,743
歳入合計		5,942,484	88,309	6,030,793

歳 出

単位：千円

款	項	既 定 額	補 正 額	計
1. 総務費		155,196	4,200	159,396
	3. 介護認定審査会費	42,368	4,200	46,568
7. 諸支出金		37,930	84,109	122,039
	1. 償還金及び還付加算金	9,100	39,948	49,048
	2. 繰出金	28,830	44,161	72,991
歳 出 合 計		5,942,484	88,309	6,030,793

令和6年度（第1号）

日進市介護保険特別会計補正予算説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

単位：千円

款	既定額	補正額	計
1. 保険料	1,417,564		1,417,564
2. 使用料及び手数料	50		50
3. 国庫支出金	1,065,381	2,101	1,067,482
4. 支払基金交付金	1,514,367	234	1,514,601
5. 県支出金	797,203		797,203
6. 財産収入	500		500
7. 寄附金	1		1
8. 繰入金	1,138,514	△96,769	1,041,745
9. 繰越金	7,000	182,743	189,743
10. 諸収入	1,904		1,904
歳入合計	5,942,484	88,309	6,030,793

歳 出

款	既 定 額	補 正 額	計
1. 総務費	155, 196	4, 200	159, 396
2. 保険給付費	5, 533, 819		5, 533, 819
3. 地域支援事業等費	212, 096		212, 096
4. 財政安定化基金拠出金	1		1
5. 基金積立金	1, 441		1, 441
6. 公債費	1		1
7. 諸支出金	37, 930	84, 109	122, 039
8. 予備費	2, 000		2, 000
歳 出 合 計	5, 942, 484	88, 309	6, 030, 793

単位：千円

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
2,101			2,099
			84,109
2,101			86,208

2 歳 入

3 款 国庫支出金

2 項 国庫補助金

目	既 定 額	補 正 額	計
6. デジタル田園都市国家構想交付金	1,688	2,101	3,789
計	68,017	2,101	70,118

4 款 支払基金交付金

1 項 支払基金交付金

1. 介護給付費交付金	1,466,860	234	1,467,094
計	1,514,367	234	1,514,601

8 款 繰入金

2 項 基金繰入金

1. 基金繰入金	234,975	△96,769	138,206
計	234,975	△96,769	138,206

9 款 繰越金

1 項 繰越金

1. 繰越金	7,000	182,743	189,743
計	7,000	182,743	189,743

3 款 国庫支出金
4 款 支払基金交付金
8 款 繰入金

9 款 繰越金

単位：千円

節		説 明
区 分	金 額	
1. デジタル田園都市国家 構想交付金	2,101	デジタル田園都市国家構想交付金 2,101

2. 過年度分	234	過年度分 234

1. 基金繰入金	△96,769	介護保険準備基金繰入金 △96,769

1. 繰越金	182,743	繰越金 182,743

3 歳 出

1 款 総務費

3 項 介護認定審査会費

目	既 定 額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 介護認定審査会費	42,368	4,200	46,568	2,101 国			2,099
				2,101			
計	42,368	4,200	46,568	2,101			2,099

7 款 諸支出金

1 項 償還金及び還付加算金

2. 償還金	7,000	39,948	46,948				39,948
計	9,100	39,948	49,048				39,948

7 款 諸支出金

2 項 繰出金

1. 一般会計繰出金	28,830	44,161	72,991				44,161
計	28,830	44,161	72,991				44,161

1 款 総務費
7 款 諸支出金

単位：千円

節			
区 分	金 額	細 節	説 明
12. 委託料	812		要介護認定推進事業 4,200 保守等委託料 812
13. 使用料及び 賃借料	2,989		システム利用料 2,989 備品購入費 399
17. 備品購入費	399		

22. 償還金、利 子及び割引 料	39,948		償還金 39,948 返還金 39,948

27. 繰出金	44,161		一般会計繰出金 44,161 一般会計繰出金 44,161

議案第 7 3 号

令和 6 年度日進市三ヶ峯台団地汚水処理事業特別会計補正予算（第 1 号）について

令和 6 年度日進市三ヶ峯台団地汚水処理事業特別会計補正予算（第 1 号）を次のとおり提出します。

令和 6 年 9 月 2 日提出

日進市長 近 藤 裕 貴

提案理由

地方自治法第 2 1 8 条第 1 項に基づき提案するものであります。

令和6年度（第1号）

日進市三ヶ峯台団地汚水処理事業特別会計補正予算書

令和 6 年度日進市三ヶ峯台団地汚水処理事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 6 年度日進市の三ヶ峯台団地汚水処理事業特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2, 6 1 5 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 2, 2 9 9 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 9 月 2 日提出

日進市長 近 藤 裕 貴

第1表

歳入歳出予算補正

歳入

単位：千円

款	項	既定額	補正額	計
4. 繰越金		1	2,615	2,616
	1. 繰越金	1	2,615	2,616
歳入合計		9,684	2,615	12,299

歳 出

単位：千円

款	項	既 定 額	補 正 額	計
2. 諸支出金		49	2,615	2,664
	1. 基金費	49	2,615	2,664
歳 出 合 計		9,684	2,615	12,299

令和6年度（第1号）

日進市三ヶ峯台団地汚水処理事業特別会計補正予算説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

単位：千円

款	既定額	補正額	計
1. 下水事業収入	6,134		6,134
2. 財産収入	48		48
3. 繰入金	3,475		3,475
4. 繰越金	1	2,615	2,616
5. 諸収入	26		26
歳入合計	9,684	2,615	12,299

歳 出

款	既 定 額	補 正 額	計
1. 総務費	9,535		9,535
2. 諸支出金	49	2,615	2,664
3. 予備費	100		100
歳 出 合 計	9,684	2,615	12,299

単位：千円

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
		2,615	0
		2,615	0

2 歳 入

4 款 繰越金

1 項 繰越金

目	既 定 額	補 正 額	計
1. 繰越金	1	2, 615	2, 616
計	1	2, 615	2, 616

4 款 繰越金

単位：千円

節		説 明
区 分	金 額	
1. 繰越金	2,615	繰越金 2,615

3 歳 出

2 款 諸支出金

1 項 基金費

目	既 定 額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 基金費	49	2,615	2,664			2,615 繰越	
						2,615	
計	49	2,615	2,664			2,615	

2 款 諸支出金

単位：千円

節			
区 分	金 額	細 節	説 明
24. 積立金	2,615		基金積立金 2,615 財政調整基金積立金 2,615

議案第 7 4 号

令和 6 年度日進市南山エピック団地汚水処理事業特別会計補正予算（第 1 号）
について

令和 6 年度日進市南山エピック団地汚水処理事業特別会計補正予算（第 1 号）を次のとおり提出します。

令和 6 年 9 月 2 日提出

日進市長 近 藤 裕 貴

提案理由

地方自治法第 2 1 8 条第 1 項に基づき提案するものであります。

令和6年度（第1号）

日進市南山エピック団地汚水処理事業特別会計補正予算書

令和6年度日進市南山エピック団地汚水処理事業特別会計補正予算（第1号）

令和6年度日進市の南山エピック団地汚水処理事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,244千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18,730千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年9月2日提出

日進市長 近 藤 裕 貴

第1表

歳入歳出予算補正

歳入

単位：千円

款	項	既定額	補正額	計
4. 繰越金		1	5,244	5,245
	1. 繰越金	1	5,244	5,245
歳入合計		13,486	5,244	18,730

歳 出

単位：千円

款	項	既 定 額	補 正 額	計
2. 諸支出金		43	5,244	5,287
	1. 基金費	43	5,244	5,287
歳 出 合 計		13,486	5,244	18,730

令和6年度（第1号）

日進市南山エピック団地汚水処理事業特別会計補正予算説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

単位：千円

款	既定額	補正額	計
1. 下水事業収入	6,041		6,041
2. 財産収入	42		42
3. 繰入金	7,268		7,268
4. 繰越金	1	5,244	5,245
5. 諸収入	134		134
歳入合計	13,486	5,244	18,730

歳 出

款	既 定 額	補 正 額	計
1. 総務費	13,343		13,343
2. 諸支出金	43	5,244	5,287
3. 予備費	100		100
歳 出 合 計	13,486	5,244	18,730

単位：千円

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
		5,244	0
		5,244	0

2 歳 入

4 款 繰越金

1 項 繰越金

目	既 定 額	補 正 額	計
1. 繰越金	1	5, 244	5, 245
計	1	5, 244	5, 245

4 款 繰越金

単位：千円

節		説 明
区 分	金 額	
1. 繰越金	5,244	繰越金 5,244

3 歳 出

2 款 諸支出金

1 項 基金費

目	既 定 額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 基金費	43	5,244	5,287			5,244 繰越 5,244	
計	43	5,244	5,287			5,244	

2 款 諸支出金

単位：千円

節			
区 分	金 額	細 節	説 明
24. 積立金	5,244		基金積立金 5,244 財政調整基金積立金 5,244

議案第 75 号

令和 6 年度日進市五色園団地汚水処理事業特別会計補正予算（第 1 号）について

令和 6 年度日進市五色園団地汚水処理事業特別会計補正予算（第 1 号）を次のとおり提出します。

令和 6 年 9 月 2 日提出

日進市長 近 藤 裕 貴

提案理由

地方自治法第 218 条第 1 項に基づき提案するものであります。

令和6年度（第1号）

日進市五色園団地汚水処理事業特別会計補正予算書

令和6年度日進市五色園団地汚水処理事業特別会計補正予算（第1号）

令和6年度日進市の五色園団地汚水処理事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,413千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ71,762千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年9月2日提出

日進市長 近 藤 裕 貴

第1表

歳入歳出予算補正

歳入

単位：千円

款	項	既定額	補正額	計
4. 繰越金		1	5,413	5,414
	1. 繰越金	1	5,413	5,414
歳入合計		66,349	5,413	71,762

歳 出

単位：千円

款	項	既 定 額	補 正 額	計
2. 諸支出金		180	5,413	5,593
	1. 基金費	180	5,413	5,593
歳 出 合 計		66,349	5,413	71,762

令和6年度（第1号）

日進市五色園団地汚水処理事業特別会計補正予算説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

単位：千円

款	既定額	補正額	計
1. 下水事業収入	41,136		41,136
2. 財産収入	179		179
3. 繰入金	24,300		24,300
4. 繰越金	1	5,413	5,414
5. 諸収入	733		733
歳入合計	66,349	5,413	71,762

歳 出

款	既 定 額	補 正 額	計
1. 総務費	66,069		66,069
2. 諸支出金	180	5,413	5,593
3. 予備費	100		100
歳 出 合 計	66,349	5,413	71,762

単位：千円

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
		5,413	0
		5,413	0

2 歳 入

4 款 繰越金

1 項 繰越金

目	既 定 額	補 正 額	計
1. 繰越金	1	5,413	5,414
計	1	5,413	5,414

4 款 繰越金

単位：千円

節		説 明
区 分	金 額	
1. 繰越金	5,413	繰越金 5,413

3 歳 出

2 款 諸支出金

1 項 基金費

目	既 定 額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 基金費	180	5,413	5,593			5,413 繰越	
						5,413	
計	180	5,413	5,593			5,413	

2 款 諸支出金

単位：千円

節			
区 分	金 額	細 節	説 明
24. 積立金	5,413		基金積立金 5,413 財政調整基金積立金 5,413

議案第 76 号

令和 6 年度日進市下水道事業会計補正予算（第 1 号）について

令和 6 年度日進市下水道事業会計補正予算（第 1 号）を次のとおり提出します。

令和 6 年 9 月 2 日提出

日進市長 近 藤 裕 貴

提案理由

地方自治法第 218 条第 1 項に基づき提案するものであります。

令和6年度（第1号）

日進市下水道事業会計補正予算書

令和 6 年度日進市下水道事業会計補正予算（第 1 号）

（総則）

第 1 条 令和 6 年度日進市下水道事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第 2 条 令和 6 年度日進市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収 入			
第 1 款 下水道事業収益	2,121,050 千円	2,834 千円	2,123,884 千円
第 2 項 営業外収益	1,275,631 千円	2,834 千円	1,278,465 千円
支 出			
第 1 款 下水道事業費用	2,074,998 千円	2,834 千円	2,077,832 千円
第 1 項 営業費用	1,812,349 千円	2,834 千円	1,815,183 千円

（他会計からの補助金の補正）

第 3 条 予算第 9 条中「6 3 8, 4 6 3 千円」を「6 4 1, 2 9 7 千円」に改める。

令和 6 年 9 月 2 日提出

日進市長 近 藤 裕 貴

令和6年度（第1号）

日進市下水道事業会計補正予算説明書

令和6年度日進市下水道事業会計補正予算実施計画

収益的收入及び支出

収 入

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
01 下水道事業 収益			(千円) 2,121,050	(千円) 2,834	(千円) 2,123,884	
	02 営業外収益		1,275,631	2,834	1,278,465	
		03 他会計補助 金	204,687	2,834	207,521	

支 出

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
01 下水道事業 費用			(千円) 2,074,998	(千円) 2,834	(千円) 2,077,832	
	01 営業費用		1,812,349	2,834	1,815,183	
		05 業務費	57,865	2,834	60,699	

令和6年度日進市下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

(単位 千円)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純利益	43,824
減価償却費	1,029,676
長期前受金戻入額	△ 850,901
支払利息	107,820
受取利息 (△は益)	△ 1
固定資産除却費	480
未収金の増減額 (△は増加)	△ 42,319
未払金の増減額 (△は減少)	△ 74,491
引当金の増減額 (△は減少)	165
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	31
その他流動負債の増減額 (△は減少)	△ 22
小計	214,262
利息の受取額	1
利息の支払額	△ 107,820
業務活動によるキャッシュ・フロー	106,443

2 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△ 815,684
他会計負担金による収入	552
他会計補助金による収入	416,512
国庫補助金等による収入	223,885
分担金及び負担金による収入	68,329
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 106,406

3 財務活動によるキャッシュ・フロー

建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	525,700
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 668,223
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 142,523

資金増加額 (又は減少額)	△ 142,486
資金期首残高	535,610
資金期末残高	393,124

令和6年度日進市下水道事業予定貸借対照表

(令和7年3月31日)

(単位 千円)

資産の部			
1 固定資産			
有形固定資産			
イ 土地	2,024,780		
ロ 建物	1,449,214		
減価償却累計額	<u>△ 272,275</u>	1,176,939	
ハ 構築物	25,528,525		
減価償却累計額	<u>△ 3,363,361</u>	22,165,164	
ニ 機械及び装置	4,696,757		
減価償却累計額	<u>△ 1,906,543</u>	2,790,214	
有形固定資産合計		<u>28,157,097</u>	
固定資産合計			28,157,097
2 流動資産			
(1) 現金・預金		393,124	
(2) 未収金	171,551		
貸倒引当金	<u>△ 229</u>	171,322	
流動資産合計			<u>564,446</u>
資産合計			<u>28,721,543</u>
負債の部			
3 固定負債			
企業債			
建設改良費等の財源に充			
てるための企業債	<u>7,171,608</u>		
企業債合計		<u>7,171,608</u>	
固定負債合計			7,171,608
4 流動負債			
(1) 企業債			
建設改良費等の財源に充			
てるための企業債	<u>570,848</u>		
企業債合計		570,848	
(2) 未払金		179,228	
(3) 引当金			
イ 賞与引当金	6,846		
ロ 法定福利費引当金	<u>1,323</u>		
引当金合計		<u>8,169</u>	
流動負債合計			758,245
5 繰延収益			
長期前受金		23,033,828	
収益化累計額		<u>△ 4,624,401</u>	
繰延収益合計			<u>18,409,427</u>
負債合計			<u>26,339,280</u>
資本の部			
6 資本金			1,161,633
7 剰余金			
(1) 資本剰余金			
イ 受贈財産評価額	0		
ロ 国庫補助金	1,020,583		
ハ 他会計補助金	<u>21,600</u>		
資本剰余金合計		1,042,183	
(2) 利益剰余金			
イ 減債積立金	125,593		
ロ 建設改良積立金	7,731		
ハ 当年度未処分利益剰余金	<u>45,123</u>		
利益剰余金合計		<u>178,447</u>	
剰余金合計			<u>1,220,630</u>
資本合計			<u>2,382,263</u>
負債資本合計			<u>28,721,543</u>

注 記

第1 重要な会計方針

1 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

・減価償却の方法	定額法
・主な耐用年数	
建物	8年～50年
構築物	10年～50年
機械及び装置	6年～30年

2 引当金の計上方法

(1) 退職給付引当金

本市は、愛知縣市町村職員退職手当組合に加入しており、当該組合の負担金について積立金の不足等に応じて発生する追加的な費用は、一般会計において措置するため、退職給付引当金を計上していない。

(2) 賞与引当金

職員の期末手当及び勤勉手当の支給に備えるため、当事業年度末における支給見込額に基づき、当事業年度の負担に属する額を計上している。

(3) 法定福利費引当金

職員の期末手当及び勤勉手当に係る法定福利費の支出に備えるため、当事業年度末における支出見込額に基づき、当事業年度の負担に属する額を計上している。

(4) 貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、貸倒実績率等による回収不能見込額を計上している。

3 消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっている。

第2 予定貸借対照表関連

企業債の償還に係る他会計の負担

貸借対照表に計上されている企業債（当該事業年度の末日の翌日から起算して1年以内に償還予定のものも含む。）のうち、一般会計が負担すると見込まれる額は395,885千円である。

第3 セグメント情報の開示

1 報告セグメントの概要

日進市下水道事業は、公共下水道事業、農業集落排水事業を運営しており、各事業で運営方針等を決定していることから、公共下水道事業、農業集落排水事業の2つを報告セグメントとしている。

なお、各報告セグメントに属する事業の内容は以下のとおりである。

事業区分	事業の内容
公共下水道事業	北部処理区、南部処理区及び梅森処理区における汚水処理事業
農業集落排水事業	相野山浄化センターが処理する区域における汚水処理事業

2 報告セグメントごとの営業収益等

当年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）

（単位：千円）

	公共下水道事業	農業集落排水事業	合 計
営業収益	766,177	2,441	768,618
営業費用	1,738,081	12,943	1,751,024
営業損益	△971,904	△10,502	△982,406
経常損益	43,607	217	43,824
セグメント資産	28,523,399	198,144	28,721,543
セグメント負債	26,197,300	141,980	26,339,280
その他の項目			
他会計繰入金	642,522	4,673	647,195
減価償却費	1,023,188	6,488	1,029,676
特別利益	1	0	1
特別損失	1	0	1
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	877,503	1,250	878,753

令和6年度（第1号）

日進市下水道事業会計補正予算実施計画明細書

令和6年度日進市下水道事業会計補正予算実施計画明細書

収益の収入及び支出

収 入

款	項	目	節
01 下水道事業収益			
	02 営業外収益		
		03 他会計補助金	
			001 他会計補助金

支 出

款	項	目	節
01 下水道事業費用			
	01 営業費用		
		05 業務費	
			022 委託料

既決予定額	補正予定額	計	備 考
(千円)	(千円)	(千円)	
2,121,050	2,834	2,123,884	
1,275,631	2,834	1,278,465	
204,687	2,834	207,521	
204,687	2,834	207,521	

既決予定額	補正予定額	計	備 考
(千円)	(千円)	(千円)	
2,074,998	2,834	2,077,832	
1,812,349	2,834	1,815,183	
57,865	2,834	60,699	
1,468	2,834	4,302	下水道料金システム 2,376 改修業務委託料 下水道使用料改定案内 458 配布業務委託料

議案第 7 7 号

工事請負契約の締結について
(市民会館大ホール／天井等改修工事)

次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和 6 年 9 月 2 日提出

日進市長 近 藤 裕 貴

- | | |
|-------------|---------------------------|
| 1 工 事 名 | 市民会館大ホール／天井等改修工事 |
| 2 工 事 場 所 | 日進市折戸町地内 |
| 3 契 約 の 金 額 | 金 2 1 8 , 7 9 0 , 0 0 0 円 |
| 4 契約先の名称 | 株式会社鈴木工務店 |
| 5 契 約 の 方 法 | 一般競争入札 |

提案理由

この案を提出するのは、日進市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を求めるからであります。

1 契約先概要

- (1) 契約先の名称 株式会社鈴木工務店
(2) 所在地 愛知県日進市米野木町宮前 2 5 番地
(3) 代表者 代表取締役 鈴木 裕二

2 履行期間

着手 令和 6 年 1 0 月 8 日
完了 令和 8 年 1 月 3 0 日

3 工事概要

市民会館大ホールの天井等改修を行う。

4 業務内容

既設天井解体工事、天井下地補強工事（準構造化）、天井仕上改修工事、ホール壁面塗装改修工事、舞台音響反射板塗装改修工事、照明改修工事

